

第4回教育委員会定例会会議録

平成23年4月26日（火）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	委員	長	佐藤路子
	委員長職務代理者		米田雅子
	委員		中村雅子
	委員		嵐山光三郎
	教育	長	
出席職員	教育次	長	兼松忠雄
	教育庶務課	長	武川芳弘
	学校指導課	長	渡辺秀貴
	生涯学習課	長	小林孝司
	給食センター	一 所長	村山幸浩
	公民館	長	石田進
	図書館	長	森永正
	指導主事		市川晃司
	指導主事		窪田香

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
そ の 他 報 告 事 項	1) 教育長職務代行者の指定について	口 頭 説 明
	教育長報告	
陳 情 第 2 号	都教委に対し、「校務改善委員会」を立ち上げないことと、「経営支援部（仮称）」設置強制反対の意見書を出して頂きたい陳情	
そ の 他 報 告 事 項	2) 平成23年国立市議会第1回定例会について	口 頭 説 明
	3) 財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成23年度事業計画及び収支予算について	
行 政 報 告 第 4 号	平成23年度国立市立中学校教科用図書採択について	
行 政 報 告 第 5 号	平成23年度国立市特別支援学級教科用図書採択について	
そ の 他 報 告 事 項	4) 平成23年度教育委員会各課の事業計画について（教育庶務課、学校指導課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館）	
	5) 平成22年度卒業式、平成23年度入学式の実施報告について	口 頭 説 明
	6) 平成23年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について	
	7) 平成22年度学校評価報告書について	
	8) 第18期国立市社会教育委員の会からの答申について	
	9) 市教委名義使用について（3件）	
	10) 要望書について（3件）	
議案第11号	第19期国立市社会教育委員の委嘱について	当 日 配 布
議案第12号	第28期国立市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について	当 日 配 布
行 政 報 告 第 6 号	平成23年度主幹教諭・主任の任命について	当 日 配 布

午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。ツツジ、レンギョウ、ヤマブキ、ハナミズキと春の花々が色鮮やかに大地を彩り始めました。週末にはゴールデンウイークも始まります。そうした中で被災地では多くの方々の真心に支えられ、卒業式や入学式がとり行われているとの報道もあります。子どもたちにとって家庭はもちろん、学校、そして地域社会が多くの人たちやその思いに触れる場であり、また支え合いの場であるように願っています。

教育委員会も、事務局職員の方々の日々の地道な職務に支えられ、また多くの市民の方々のご理解とご協力によって教育を進めていくことができます。この1年も力を合わせて国立市の教育を力強く一歩ずつ進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

これから平成23年第4回教育委員会定例会を開催します。

きょうの会議録署名委員を中村委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。



○議題（1） その他報告事項 1）教育長職務代行者の指定について

○【佐藤委員長】 初めに、その他報告事項1、教育長職務代行者の指定について。

武川教育庶務課長、お願いいたします。

○【武川教育庶務課長】 それでは、その他報告事項1、教育長職務代行者の指定につきましてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条第2項及び国立市教育委員会教育長の職務代行の指定に関する規則に基づき、教育次長、是松昭一を教育長職務代行者として指定しておりましたが、平成23年3月31日をもって定年退職となり、新たに平成23年4月1日付人事により、兼松忠雄が教育次長に着任いたしました。平成23年4月1日現在において、教育長が不在となっていたことから、4月1日から教育長が任命されるまでの間、引き続き教育次長が職務に当たることとなります。このことにつきまして、事務手続きを行ったところでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります前に、4月の人事異動で説明員の交代があり、教育次長から発言を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 それでは4月1日付の人事異動に伴いまして、出席説明員に交代がございました。新たな説明員をご紹介します。学校指導課長、渡辺秀貴でございます。

○【渡辺学校指導課長】 よろしく申し上げます。

○【兼松教育次長】 続きまして生涯学習課長、小林孝司でございます。

○【小林生涯学習課長】 小林です。よろしくお願いいたします。

○【兼松教育次長】 引き続きまして給食センター所長、村山幸浩でございます。

○【村山給食センター所長】 村山でございます。よろしくお願いいたします。

○【兼松教育次長】 引き続きまして公民館長、石田進でございます。

○【石田公民館長】 どうぞよろしくお願いいたします。

○【兼松教育次長】 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 よろしくお願ひいたします。

それでは審議に入りますが、本日の審議案件のうち、議案第11号、第19期国立市社会教育委員の委嘱について、議案第12号、第28期国立市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、行政報告第6号、平成23年度主幹教諭・主任の任命については、いずれも人事案件ですので秘密会としますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは審議に入ります。なお改めてお願ひ申し上げますが、記録の都合上、各委員並びに出席説明員におかれましては、発言の際には必ず挙手をしていただき、委員長の指名により発言願ひますようお願ひいたします。また発言中の挙手はお控えいただきますようお願ひいたします。

◇

○議題(2) 教育長報告

○【佐藤委員長】 では初めに教育長報告をお受けします。

兼松教育次長、お願ひします。

○【兼松教育次長】 それでは、3月の教育委員会から本日までの教育委員会事務局の主な事業につきましてご報告させていただきます。

まず3月23日水曜日には、市議会の最終本会議がございました。

翌3月24日木曜日には、小学校が終業いたしました。

翌3月25日金曜日には、小学校の卒業式がございました。

3月31日水曜日には、図書館協議会が、また教職員退職辞令伝達式及び非常勤教員の退職任期満了伝達式がございました。

4月1日金曜日には、新校長辞令交付式並びに市職員、教職員の辞令交付式がございました。

4月6日水曜日には、小学校の入学式がございました。

4月7日木曜日には、中学校の入学式がございました。同日、「ほうかごキッズ」の新年度打ち合わせ会が行われております。

4月8日金曜日には、給食が開始しておりまして、同日に給食センターの献立作成委員会が開催されております。

4月11日月曜日には、校長会が開かれております。

翌12日火曜日には、公民館運営審議会が開催されております。

4月13日水曜日には、副校長会が行われております。

4月14日木曜日には、体育指導委員会が開催されました。

4月15日金曜日には、給食センター所長と学校指導課長が東京都市学事・保健・給食担当課長会に出席しております。

4月16日土曜日には、武蔵村山市において社会教育委員連絡協議会の定期総会が開催されております。

4月18日月曜日には、平成23年度学校配当予算の説明会が行われ、各学校の副校長及び学校事務職員が参加しております。

4月20日水曜日には、社会教育課長会の定例総会並びに都市教育長会の総会、社会教育課長会の文化財部会、「ほうかごキッズ」が開催されております。

以上が、3月以降の主なる教育委員会事務局の事業でございます。

○【佐藤委員長】 教育長報告が終わりました。ご意見、ご感想などありましたらお願いします。

米田委員。

○【米田委員】 それでは今、教育長報告にありました行事の中で、小学校の卒業式、さらには小学校の入学式、中学校の入学式に関して、私が参加させていただいた学校の様子をお話しさせていただきます。

まず3月25日の一小的の卒業式に参加させていただきました。一小は長い伝統で137回ということで、さらに卒業生としては杉の子学級2名を含む68名の卒業式が行われました。東日本大震災の直後ということもありまして、最初に校長先生が音頭をとって犠牲者への黙とうということから式が始まりました。体育館は改装直後の非常に明るいきれいなところで、最初の会をしたということになります。

校長先生のお断りで、本来なら東日本大震災で自粛をしなければいけないけれども、今回は体育館のお披露目ということもあるので、例えば紅白幕を張る、これはPTAからの改修記念の贈呈ということで、それを使わせていただくというお話が、さらには壇上や入り口の花も卒業生からの改修記念のプレゼントなので飾らせていただいたというお話でした。

そういう中で、お祝いの華やかさを持ちつつ、さらに国立市の小学校が目標とするいわゆる厳粛な卒業式を中心に、そしてさらに詳しく後でご説明いたしますけれども、そういう厳粛な卒業式ができているという上で、さらに進めたいという校長先生の思いのある卒業式となりました。

まず卒業式の入場ということで、在校生が5年生を中心に、全員でリコーダーやピアノを使って、エルガーの「威風堂々」という曲で卒業生が入場しました。そして卒業証書の授与のところで、卒業生一人一人が卒業証書をいただく前に、舞台の上で自分の将来の希望とか夢とか、それがどうしてそういうふうになるかという理由も含めて、一人一人自分の言葉ではっきりとみんなに伝えるように決意表明を立派にしていました。そしてさらには、自分はどういう職業につきたいか、例えば「野球選手になりたい」、「サッカー選手になりたい」、そういう本当に子どもが考えた夢ですけども、ただそれに終わらずに、どうしてそういうものを目指すかという理由もきちっと話の中に入れていました。「人々に感動を伝えたい」、「人の役に立ちたい」、そういう思いを込めてそういう形の将来の夢を一人一人語りました。人とのつながり、きずな、そういったものを自分で意識して発表していました。

これは後から校長先生に伺ったのですけれども、彼らが5年生のときから夢とは何か、個人の思いだけではなくて、社会とどうつながってその夢を実現するのかということをお話してきたという、そういうことをおっしゃっていましたので、それはこの卒業式に向けてというよりは、2年間のいわゆる一生における子どもたちの夢とはどうあるべきかという指導の成果であろうというふうに思いました。

そしてもう1つ、その後、校長先生から卒業証書を受け取ったわけですが、その受け取り方の工夫として、一小でのやり方は、子どもの姿勢に無理がないように、しかも丁寧に礼がこもったという形を工夫するというので、小笠原流の先生に見ていただいたとおっしゃっていましたが、まず卒業証書を両手で軽く会釈をして受け取った上で、1歩下がって、それで片方の手で卒業証書を持って、そして丁寧に校長先生の顔を見ながら礼をするという、そういう形をとっていました。これは礼もこもっていますし、なおかつ子どもの姿勢に無理がない、見ていても本当に非常に工夫のある卒業証書の受け取り方の指導だなというふうに思いました。

そしてその後、校長先生の式辞、最初にこの会場の設定のところでお話しされた、さまざまな地域の方々や保護者や、さらには卒業生、そういった人たちの思いを込めた式になりましたというお話をされました。

そして最後に、子どもたちの門出の言葉ということで、卒業生の言葉、さらに在校生のそれに答える言葉というのをいたしました。そして、これも非常に工夫のあるやり方で、最初に卒業生全員が立って、そして舞台の正面、校長先生に向かって入学以来の思い出とか、それから先生たちに対する感謝を呼びかけの形で述べました。そして次に回れ右をして、後ろに座っている在校生や、さらには保護者の方々に対してはそういう姿勢で、やはり保護者に対する感謝、さらには5年生にこれからバトンタッチするという話をしていました。最後に5年生が送る言葉、そして6年生がそれに答える卒業の歌を歌いましたが、私もその曲名がよくはつきりはわかりませんでしたけれども、非常に子どもの心に沿ったような歌を選んでいるなという印象はありました。さらに歌も、音楽的にもきちっと重唱をしているということで、非常に音楽的にも高度な歌で締めくくりました。子どもたちも非常に感動して、立派に歌えたという、そういう満足感を持っているというような状況でした。

このように一小の卒業式の場合には、いわゆる「君が代、日の丸」という形の厳粛な中に、しかし学校としてのさまざまな工夫、子どもたちを祝福する気持ち、さらには子どもたちの言葉で自分の未来を語らせるという指導、さらには卒業証書の受け取り方、そういう形で非常に長い期間かかっていたきめ細かい指導の成果が卒業式に非常にうまくあらわれていたというふうに思いまして、私も参加させていただいて本当に幸せな気持ちになりました。卒業生が自分たちの力とともに、学校とともに卒業式をつくり上げるという、そういう意欲が満ちていたという卒業式になったと思います。

そして4月6日の入学式も一小でした。138回の入学式で、67名の児童が入学しました。1年生、入りたてですから、あまり時間がかからないようにという学校側の配慮で、呼名も省略して45分間で終了するという形をとっていました。校長先生が新任の牧野校長先生で、非常に初々しく、いわゆる言葉としても小学校の1年生に語りかける、非常に穏やかな話し方で、「国立市の小学校のお手本になるような子どもに育ててください」というようなことをお話しされていました。

そしてこれが新入生も一番喜んだことなのですが、在校生による歓迎の催しというのがありました。2年生が全員前に出て、歓迎の呼びかけと、さらに音楽の演奏というのを全員がしていました。そして新入生たちは1年間でこんなことができるようになるのだという形で、非常に感動して見守っていました。本当に私が思うにも、1年生と2年生と1年間でこれだけ成長するのかという、そういう実例を見せてもらったということでやはり小学校の教育はすごいなというふうに思いまして。

そして翌日は4月7日、一中の65回の入学式、175名が入学いたしました。中学校の場合には小学校と違って、一人一人呼名を行いまして、新入生が胸を張って大きな声で返事をして、中学校になったのだという、そういう自覚を持っていたということが印象的でした。久家校長先生も一中の目標として、「熱い思いを持って3年間送ってくれ」、それから「温かい心をいつも忘れずに」というような、2つの約束というようなことを強調されていて、子どもたちにも一中生としての目標というものが伝わったのではないかなというふうに思います。

式が終わった後、最後に校長先生が保護者の席まで出向いて、一人一人保護者の方にごあいさつをしまして、そういうことはやはり最初に入った中学校の校長先生の姿勢としては、保護者の方に大変好感を持って伝えられたのではないかなというふうに思いまして。

以上、卒業式と入学式に関してご報告させていただきました。

1つ、様子を伺いたいのですが、4月7日の「ほうかごキッズ」の新年度の打ち合わせ会が開催されたということですが、去年から全小学校で実施されています。今まで外遊びが中心ということでしたが、ことしの方針がここでも話し合われたと思いますので、今年度はさらにそれを進めて、どういう事をやろうとしているかというような方針とか、話がありましたらご説明していただきたいと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 では、小林生涯学習課長、お願いします。

○【小林生涯学習課長】 4月7日、「ほうかごキッズ」の新年度の打ち合わせ会という形で、私も着任して初めてということで、そちらの会には出席をさせていただきました。

安全管理員とは別に、保護者の方、また子どもの遊び場づくりに対して理解のあるその他の、もう子育てを終わられた方々の出席をいただきまして、事務局のほうも、もう名前をすべて言い合えるようないい関係の中で、今後とも子どもの安全な遊び場づくりに向けて意思の統一をさせていただいた中で、さまざまな話もありまして終了いたしました。

以上です。

○【米田委員】 はい。ありがとうございました。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 私は七小の卒業式、八小の入学式、それから三中の入学式に出席させていただきました。

七小では、中学校の卒業式よりは装飾なども割とあったと思うのですが、やはり震災の後ということもあり、こういう大変なときに卒業していくという気持ちといいますか、そういうものが小学校の卒業生にもあると感じました。七小の校歌は比較的新しく、谷川俊太郎さんと息子さんでつくってくださったのですが、その1番に「学ぶ、つながる、助け合う」というところがあって、本当にその言葉の意味を重く感じた卒業式でした。

卒業生の言葉、呼びかけも非常にはっきりと語りかけられて、校長先生に対して、そしてやはり同じように後ろに向き直して、在校生と保護者の方に呼びかけるという形でした。

その卒業式が終わった後、八小の入学式では、先ほど米田委員が「1年間の成長」ということをおっしゃいましたけれども、同じように2年生が新入生を迎えるための呼びかけで、1年間の行事でこんなことができるんだよと、そして学校ではこんなことを学ぶんだよということを伝えてくれて、器楽演奏をして歌を歌ってくれました。入学した子どもたちにとっても、自分たちの成長の見通しというか、お兄さん、お姉さんすごいなというのと、親御さんにとっても1年間でこんなふうになるんだという、そういうものを目の当たりにできる非常にすばらしい機会だったと思います。

さらに、1年生が6年間しっかり学ぶことによって、つい3月に見たあのような卒業生になるのだなど、そういう思いを持ちました。

小学校の入学式では、西校長先生のお話を子どもたちが本当によく聞いていて、中学生ではそういうことはもうないのですが、「おめでとうございます」と言うと小学生は「ありがとうございます」と返事をして、かわいらしい感じがしました。

中学校の入学式は、少し前に小学校を卒業した子どもたちが、年度がかわって中学生になると、この数週間で本当にまた成長するといいますか、中学生としてまた新たに学び始めるんだという思いを

実感することができました。

小学校においてもそのようなのですが、上級生が校歌を歌ったり、歓迎の歌を歌う、そして中学生は自分で指揮をするわけですね。その姿を見て、小学生だった子どもたちも、中学校ではこういうことができるのだという思いをやはり新たにしたいと思います。

先ほど米田委員から、一小の卒業式において、卒業生の決意表明が述べられたということでしたけれども、それぞれの学校で、卒業する主人公の子どもたち、それから先生たちや校長先生の思いを形にしてほしいと思います。私が知っているある私立小学校では入学式の際に子どもたちは初めは親のところにいます。そして校長先生が呼名をします。そうすると何とか君、何とかさんと呼ばれて、親のひざに座っていた子どもたちが「はい」と立って、そして「学びの門」という花で飾られた門を通して新しい受け持ちの先生が待っている場所でいすに座るのです。その儀式というのは、親のもとで保護されて6年間育った子どもたちが、学校という学びの場へと、親から巣立って、新しく学びのために受け入れてくれる先生のもとへ行くということがとても象徴的に示されるものです。このように、その学校にはその学校の思いがあって形がある、そういうことを本当に先生たち、校長先生たちが工夫なさって、各学校の特色のある思いのこもった、そしてみんなの思いが共有された式というものをつくっていただきたいと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、私も感想から申し上げます。私は第五小学校の卒業式、それから第七小学校、第二中学校の入学式に行かせていただきました。複数の学校の卒業式、あるいは入学式に参加をされた方々から、子どもたちが本当に素晴らしいと、よくここまで育ったという驚きと感謝の声をたくさん寄せていただきました。各家庭で大切に育てられ、また学校の先生方のご努力のたまものだと思います。心から感謝しています。

儀式的行事には、厳粛な中にも清らかな気持ちで新しい生活へのスタートを切る動機づけとなるようにというねらいがあります。ふだんと違う厳かな雰囲気の中で、礼儀であるとか作法、また気品ある態度を学ぶということは、子どもたちにとってとても大切なことだと思います。また儀式的行事はかくあるものということを経験をするということは、成長の過程でとても大切であると思います。子どもたちにとって、また子どもたちを、大切に育てている保護者にとっても、卒業式も入学式もそれぞれに一生に1度の思い出になる大切なものです。これからも真心のこもる、また教育の場にふさわしい卒業式、入学式であるように願っております。

ほかにないようでしたら、1つお聞きしたいことがあるのですが、この間に校長会、副校長会があったと報告をいただきました。震災の後、文科省、あるいは都教委から複数の通知が届いているという報道があります。特にその内容について留意、あるいは徹底していることなどがありましたら、お話しいただきたいと思います。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 3月11日に大変大きな地震がありまして、その後、国、都からさまざまな通知が来ております。一番大きいのは子どもの安全確保ということで、学校の施設設備を初め教育活動、それから避難時の避難体制等の確認を再度点検するという通知等が来ています。

また停電等の問題もありますので、節電に関する指導を教育内容にも盛り込み、行うということ、さらに一番大きいことは、先ほど来お話がありましたが、人を思いやる心ですとか、人と人とのつな

がりが大変重要であるということを、改めて学校教育の場においても指導を徹底し、将来に向けて夢と希望を抱ける形で力をつけられるような指導の内容にしていくような方針の通知が参っています。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。



○議題（３） 陳情第２号 都教委に対し、「公務改善委員会」を立ち上げないことと、「経営支援部（仮称）」設置強制反対の意見書を出して頂きたい陳情

○【佐藤委員長】 よろしければ次に移ります。

陳情第２号、都教委に対し、「公務改善委員会」を立ち上げないことと、「経営支援部（仮称）」設置強制反対の意見書を出して頂きたい陳情を議題といたします。陳情者から趣旨説明をしたいという申し出がございますので、それを認めることでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 それでは暫時休憩とし、説明を受けたいと思います。

午後２時３０分休憩

午後２時４６分再開

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。休憩を閉じて議事に戻ります。

ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 これは陳情で、今、趣旨を説明していただきましたけれども、陳情者への質問というのはできないわけですね。

○【佐藤委員長】 そうです。議事に戻りましたので。

○【中村委員】 では、それを前提として、もし次の機会に陳情していただくことがあったら配慮をしていただきたいということを幾つか申し上げます。

私はここで陳情されている方の思いはよくわかります。例えば職員会議が位置づけられていないとか、学校の運営が本当に序列化、階層化されて、能率化、効率化されて、いわゆる権限が下にしみわたることによって動くというので本当にいいのかとか、本当にこういう管理体制の中で子どもと向き合う時間が先生にあるのかとか、子どもに関係のないことで忙しくなっているのではないかという、その思いはよくわかりますし、共有しています。ただしこの陳情については、つまり国立市の教育委員会として都教委に意見書を出してくれという陳情の形式的な面について、少し整理していただきたいのです。

ここには確かに都教委に対する意見が書いてあります。ですけれども１－５の「『経営支援部』を設置しなくても、都教委が不利益をもたらさないよう、都教委に働きかけること」というのは市教委がそうしてくださいということで、もう１つ、１－９は「調査をしないように都教委に働きかけること」ということです。つまり１－９と１－５はこういうことをしてくださいという国立市の教育委員会に対する要望です。それを含めて都教委に陳情、意見書を出すという構成に問題があります。それが１つです。

ですから、もしもこういう形で陳情をなさるとしたら、どういう意見書を出してほしいかと、私たちがそれに少し手を加えたりして、これを出そうとなればそれができるという意見書の形にして案を示してくれないと、この趣旨を踏まえた意見書を一から事務局とか私たちが書くのかという実際的な問題からいっても、それは考えていただきたい。先ほど言ったように、私と考えが全く違ったりした

らもうこれで済ませたいところかもしれませんが、ある程度理解できるところもあるので、陳情なさるのだったらそれが通る可能性があるように準備していただきたいというのが要望です。

それから、きょういただいた意見書に陳情者ということで136人のお名前が添付されています。この中に国立市民が1人もいらっしゃいません。この意見書を国立市教育委員会から出してくださいという目的のために、なぜこれだけの方が署名をされているのか、しかもこれはコピーですから、さまざまな勉強会などでこれについての署名をお集めになった上で、運動の方針として各市の教育委員会から都教委に意見書を上げてもらうという方針でいらっしゃるのか。136人も陳情で名前を連ねるのであれば、都教委に対して皆さんが意見書、要望書を出してもいいわけです。もちろん、それもなさっているかもしれませんが、でも、言い方は悪いかもしれないですけども、コピーを使い回しているかもしれないと正直いって思いました。そうではないのでしたら、なぜこれだけの方が、しかも国立市の方は1人もいらっしゃらないのに、国立市から意見書を出せという陳情に136人も署名なさっているのか、そこが少し私は納得できません。

何回も申し上げますけれども、一番初めに言ったように、職員会議の位置づけがなくなってしまったり、序列化や階層化は本当に問題だと思います。国立市の教育委員会においても、この数年進められてきたこういう運営体制が先生たちの時間を教育に直接かわりないところでとっていることはないかとか、そういうことについては独自に検証をして、本当に若い先生たちもすくすく伸びていけるような、学びながら教育をしていけるような学校であってほしいと思います。

今回のこの陳情の形で、勉強させていただいていますけれども、136人も陳情者がいるぞという、この数では私は判断しませんので、そのことも考えていただきたい。どういう意見書をここから出してほしいかということ、意見書の原案としてきちんと出してほしいし、そこから私たちは判断しようと思います。陳情者の思いはよくわかりますけれども、この陳情書で、意見書を国立市の教育委員会がどう進めていくかということについては、この形では私はできないと思いますので、もしお考えいただけるならば違う形でもう1回出していただきたいというのが私の意見です。

以上です。

○【佐藤委員長】 陳情の構成、あるいは内容についてのご意見をいただきました。ほかにはいかがでしょうか。

まず、今の趣旨説明の中で、子どもを大切に育ててほしい、あるいは先生方が子どもたちにかかわる時間を大切にしてほしい、確保してほしいという、それについて幾つかの危惧があるという思いは理解したいと思います。私は都教委のホームページの小中学校の校務改善の方向性について、量が膨大で全部は無理でしたので概要を取り寄せてみましたけれども、今の趣旨説明と大分、印象が違います。また、趣旨説明はもう少し簡潔にお願いしたいと思います。学校指導課にお尋ねしたいのですが、そもそも校務改善委員会、あるいは経営支援部、これはいずれも仮称だそうですけども、その位置づけや趣旨、背景について簡潔に、そんなに時間をかけずにでも結構ですので、少し整理してお話しただいてよろしいでしょうか。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 背景には大変教員、管理職を含めての多忙化ということが数値的にも明らかになっています。そこで組織としてのあり方について、今、お話がありましたような子どもに向き合う時間を確保しながら、教育の成果を上げるためにどういうところに課題があり、そしてどういうところを改善すればその課題解決が図れるかということ、これを系統的に整えていこうという趣旨の取

り組みであります。

具体的に先ほど来お示しされたような分掌の例も出ておりますけれども、実際には私も3月31日まで現場にいましたが、校長、副校長、その後に主幹や主任教諭を集めて、ある意味では経験のある者同士がどういうところに課題があり、どういう改善の方法が自校としてはあるかということを検討するような場というものは既に持っております。ですので、実態を踏まえた形での都教委のこういった提案であります。

今のお話ですと、どうも上意下達のような一方的なお話もありましたが、実際にはこういうシステムが整うことによって、若い先生方がすぐそばにいる主任に相談し、その主任が主幹に相談をして、そして主幹は校長に、あるいは若手から校長にというような双方向の相談のラインができて実態だというふうに考えております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ほかにご意見などいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 私としてはそういう新しいシステムが本当にどれもうまくいくのか、かえってシステムを整備したために形式的になってしまって、若い教員が何かあったときに、「ねえ、校長先生」といってもいい雰囲気がなくなるのではないかと、いろいろなことがあります。ですからそれを現場で検証して、子どものためになっているか、そのことを常に考えていただきたい。形式的に立派なシステムができて機能しないこともあるのではないかなと、そういうことも踏まえてぜひご検討いただきたいと思います。

○【佐藤委員長】 今、お話がありましたようにシステム、また取り組みといっても実際にそれを進めていくのは人です。大切な視点だと思います。

私も陳情をいただいた感想を申し上げますが、学校も1つの組織であるということは1つ事実であると思います。教育目標を達成するために必要とされる職務の種類、それから責任の範囲を定めて、分担を図るといことは当然学校内において必要だと思います。また担任の先生方が担任の先生として子どもにかかわる、また教科を教えるという直接の指導に加えて、さまざまな校務があります。それもまた教育活動の充実に向けて大切なことだと思います。各校の校務、あるいは校務分掌については、市教委訪問時にも私たちは説明いただくことがあります。各校それぞれ努力をいただいていると思います。

その上で、やはりそういったものの効率化、あるいは合理化というのは常に求められていると思います。特に社会状況が変化をし、学校を取り巻く環境もどんどん変化をしています。そうした中で、新しい教育課題への対応もあります。当然職層の変化、それから見直しの方向性も必要になるだろうと思っています。また、調査の拒否というお話もありましたけれども、調査によって明らかになる実態、それから課題、これが改善につながるということも実際にもあるのではないかと考えております。

ほかにご意見はよろしいですか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 私は基本的にこれ認めません。なぜかというたとえば1-9にあるような「都教委から下りてくる国家主義イデオロギー強制のための『調査』」、こういう判断はどういうことなのかということが私は理解できない。ですから、私はこの段階でこの陳情書には反対です。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにご意見ございますか。

米田委員。

○【米田委員】 それでは、この陳情書についての私の意見を申し上げます。

陳情の趣旨ということで、1-1から1-9まであるわけですが、基本的には校務改善委員会でありますとか、経営支援部というような設置、それも都の教育委員会が主導してやっているようなことは、子どもの教育のためにならないというご判断からこういう陳情をなされたのだろうというふうに思います。

先ほど中村委員もおっしゃっていましたが、子どもにきめ細かく対応していく時間を先生たちがとってもらいたいと、そして、そういう意味での能率化、効率化ということを考えた上で、こういう形の会をつくるのはかえって逆効果であるというようなご提案だというふうに思います。

ただ、先ほどこの陳情書のこれに賛同する方の署名を2枚つけていただきましたけれども、では、なぜ国立市の教育委員会に都の陳情に関するを中心に陳情なさるのかということところがもう1つははっきりわかりません。それこそ直接都の教育委員会に対して意見書を出すなり何なりしたほうが、この署名した人の住んでいらっしゃる場所を見ましても、これ東京だけではなく平塚市ですとか、そういった地域、埼玉県とか、そういったところにもわたっていますので、確かにこの人たちは責任を持ってこの陳情書に対して署名したと思うのですが、それではなぜ国立市の教育委員会にこの陳情書を出して、そのルートで都に上げなければならないのかという、そういうところのお考えがもう1つよくわかりませんので、私としては思いはわかりますけれども、国立市の教育委員会として責任を持って都の教育委員会の設定しようとしていることに関して、しかも、これはまだ決定ではないですから、そういう計画をしているということに対して、前もって陳情を上げて、その動きをやめさせるということに関しては、少し無理があるかなというふうに思います。

○【佐藤委員長】 皆さんからご意見をいただきました。

採決に入りたいと思いますが、本陳情の扱いは不採択とすることでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、陳情第2号、都教委に対し、「校務改善委員会」を立ち上げないことと、「経営支援部(仮称)」設置強制反対の意見書を出して頂きたい陳情は不採択といたします。



○議題(4) その他報告事項 2) 平成23年国立市議会第1会定例会について

○【佐藤委員長】 続いて、その他報告事項2、平成23年国立市議会第1会定例会についてを議題といたします。報告をお願いいたします。

兼松教育次長、お願いします。

○【兼松教育次長】 それでは、教育委員会にかかわる案件を中心に、平成23年国立市議会第1回定例会の審議経過を報告いたします。

第1回定例会は2月25日より開催されました。初日の本会議では、市長の施政方針表明に続いて、平成23年度一般会計予算を含む26議案と陳情等5件が提案され、一部の即決案件を除いて各常任委員会及び議長除く全議員によって構成される予算特別委員会へそれぞれ付託されました。

2月28日に、市長の施政方針に対する各会派の代表質問がされた後、3月4日から5日間、一般質問が行われました。22名の議員が一般質問を行いましたけれども、そのうち11名の議員が教育にかかわる質問をいただきました。

主な質問項目を挙げたいと思います。1つは、少年警察活動規則にある学校との連携についてでございます。もう1つは、公立小・中学校に対してのエアコンの導入。もう1つ、市内小学校の週末・休日の団体開放の取扱について。もう1つが中学校の通級指導学級の設置に当たって、子どもや保護者の意見をどう生かしていくかについて。もう1点は小学校の外国語教育について。もう1つは給食センターの建てかえについて。もう1つが学力向上に向けて秋田県の教育に学ぶべきものについて。最後に子どもの体力・運動能力の低下の現状についてなどが質問項目の主な項目でございます。

3月7日に、第4期基本構想第2次基本計画案についての全員協議会が開催された後、8日から11日まで予算特別委員会が開催され、平成23年度一般会計予算並びに各特別会計予算案が審議され、全会計予算案が委員会で可決されました。

平成23年度一般会計予算案には、明和マンション住民訴訟控訴審にかかわる経費であるとか、住基ネット住民訴訟控訴審にかかわる経費、住民基本台帳ネットワークシステムサポート委託料、事業仕分け関連謝礼及び委託料の凍結と、平成23年度に公立小学校へエアコンを設置する工事の実施を求める追加要望を求める附帯決議が付されておりました。

3月11日、予算特別委員会最終日の審議終了直前に発生した東北地方太平洋沖大地震により、14日から16日に予定されておりました総務文教委員会と建設環境委員会並びに福祉保健委員会の常任委員会はすべて開催中止となり、各委員会付託案件はすべて本会議に差し戻しをされております。

23日に最終本会議が開催され、差し戻しをされました付託案件を含む議案が本会議において審議されました。平成23年度一般会計予算案並びに各特別会計予算案及び予算項目の一部凍結と、平成23年度に公立小学校へエアコンを設置する工事の実施を求める追加要望を求める附帯決議が本会議においても可決され、全日程を終了いたしました。

第1回定例会の開催経過報告は以上でございます。

○【佐藤委員長】 市議会報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

ないようでしたらお聞きしたいことが1つあります。これは3月の市報からなのですが、平成23年度の予算と事業施策の中で、「くにたち子ども未来塾補助金交付事業」というのがありました。市内に居住する多分野のエキスパートの方々に、その知識、経験を子どもたちに伝えていただく体験活動を行うという内容でした。具体的にこれは市内のどの部署が担当するのかということと、もし教育委員会とのかかわりがあればお話ししたいと思っております。

兼松教育次長、お願いします。

○【兼松教育次長】 今、ご質問のありました子ども未来塾についてでございますが、子ども家庭部が所管にしているものでございまして、もともと生涯学習課に青少年担当がございましたけれども、現在では子ども家庭部が管理して、所管が移っておりますので、子ども家庭部の事業になるかと思っております。

○【佐藤委員長】 わかりました、ありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。



○議題（5） その他報告事項 3）財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成23年度事業計画及び収支予算について

○【佐藤委員長】 ないようでしたら、その他報告事項3、財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成23年度事業計画及び収支予算についてに移ります。くにたち文化・スポーツ振興財団永見事務局長、お願いいたします。

それでは永見事務局長、お願いします。

○【永見事務局長】 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の事務局長、永見でございます。よろしく願い申し上げます。

ただいまから事業計画並びに収支予算について一括してご報告をさせていただきますが、お手元に事業計画書というものと収支予算書、ございますでしょうか、よろしいでしょうか。これをごらんになりながら聞いていただきたいと思います。

なお、もう1つ本日ちょっと資料を追加でお出しさせていただいたのですが、横長の事業体系図というものもありますでしょうか。大丈夫でしょうか。この3つの資料を使いましてご報告させていただきます。

それでは内容に入らせていただきます。まず事業計画、平成23年度事業計画でございます。事業計画書の表紙の次のページ、事業体系というページがございます。これをまずお開き、かがみの次のページ、目次になっていますが、事業体系という目次のページがございます。これとこの事業体系図という横長のものをごらんいただきながらご説明を申し上げます。

平成23年、本年の4月1日、公益法人としての設立登記を行いました。公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団として新たな出発をすることになりました。この移行に伴いまして、別紙というのはこの事業体系図でございますけれども、お配りしたように本財団の事業体系というものは、この公益事業と、それから収益事業等というふうな2つの事業で構成されます。そして公益事業は公1、芸術文化の普及、これが芸術小ホールを中心とする事業になります。それから公2、郷土の歴史、文化等の継承と発展というようなことで郷土文化館の事業になります。それから公3、これはスポーツ・レクリエーションの振興、健康づくりという、こういう総合体育館を中心とした事業と、収益事業等といいまして、公益事業以外の事業が収益事業等ということになります。そしてこれが収1、収益事業の1ということで、施設利用者に対する付帯サービス事業、それから他1、その他で施設の管理運営事業、こういうふうには実は事業体系が法律にのっとって区分されてくる。ですから、実はこれからご説明する事業計画書をこのように組み立ててご説明するという方策もございます。ただし、その3段目一番右の縦の欄、この欄を見ていただきますとわかるのですが、非常にダブっております。例えば右側の上から2つ目、市民が参加、体験する事業というのは各項目、公1、公2、公3にもございます。それから4番目の施設の貸与及び維持管理事業というのも各項目にございます。なおかつこれは施設の貸与、管理事業というのは、実は他1という、一番下の2つから2番目にもございます。これは指定管理事業がこういうふうに分解されるということなのです、公益財団法人になりますと。したがって、これを細かくご説明をしますとわけがわからなくなるというか、大変失礼な言い方ですけど、わかりにくくなりますので、実はこの本文のこちらに戻っていただきたいのですが、事業体系の縦長のほうですね、こちらに戻っていただきたいのですが、従前の形を可能な限り踏襲しまして、一番下の5というところに付帯サービス事業というものをつけ加えまして、事業的には網羅できる形をとらせていただきました。

ただし、この後ご説明する収支予算書につきましては、こちらの事業体系で組まなくてはならないという法律上の規制がございます、横長のほうですね。ですので、これからのご説明の中で、事業計画書の事業体系に沿ってご説明しますが、部分的に場所が変化する部分については、その都度ご説明しながら、収支予算書の説明のほうにつなげさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

それではご説明を申し上げます。まず1ページをお開きいただきたいと思います。「事業計画書の概要」と左側に書いてあるものでございます。先ほど申し上げましたが、4月1日より公益財団法人として出発をしたところでございます。公益財団法人として、これまで以上に設立時の基本理念を念頭に、定款に書かれた文化、スポーツ事業を企画、実施して、市民の文化、あるいは健康の向上を図って地域社会の発展に寄与する、豊かな市民社会の形成に寄与する、こういうことに努力していかねばいけないということが掲げさせていただいております。

そこで、この目的を達成するために①～⑥の事業を実施するというをまず1ページ目で掲げさせていただきました。

次に、1の自主・共催事業でございます。(1)市民の芸術文化振興の企画と実施という項目、それから2ページ目に参りますが、(2)郷土に関する文化の伝承と振興、それから3ページになりますが、(3)市民のスポーツ及びレクリエーション振興の企画と実施事業、4ページになりますが、(4)市民の自主的な文化・スポーツ活動の奨励及び団体の育成事業、そして(5)財団広報誌「オアシス」の発行等事業、これらの事業を自主・共催事業としては実施してまいりたいと考えているところでございます。

1ページへもう1回戻っていただきますが、1ページから2ページの上段までの(1)市民の芸術文化の振興の企画実施事業では、これは次の項目が片仮名になります。大きい数字が1が自主・共催、(1)が市民の芸術文化、アが次の項目になりますが、芸術文化の振興事業として、①から④ですね、音楽、演劇、映画、美術とこれらの事業を実施してまいりたいと考えています。

3ページに参りますが、イでございます。市民が参加、体験する事業では、体験事業というものを、またウとしてくにたち芸小友の会事業というのを実施していきたいと考えております。

(2)の郷土館に関連する事業でございますが、ア、郷土の歴史、民俗及び自然環境等に関する資料の収集、保管、展示、普及のための事業、これも①、②、③と、展示、資料収集・調査・研究、それから講座事業、イとして市民が参加及び体験する事業では、伝統文化を学ぶというような。そして②で郷土の自然環境を学び体験する事業というものを実施してまいりたいと考えております。

3ページへ参りますが、(3)の市民のスポーツ及びレクリエーション振興の企画と実施事業でございますが、これもア、スポーツ及びレクリエーション活動の振興事業として①から③ですね。それから、イで市民の参加及び体験する事業として①親子、②小学生、そして③共催事業というような形で実施してまいりたいと考えております。詳しくは後ほどまたご説明を申し上げます。

次に4ページ、新しいところへまいりまして2、受託事業というものが出てまいります。受託事業につきましては(1)で市内遺跡整備調査業務受託事業、それから(2)として特定保健指導における運動継続支援業務受託事業、こういうものを実施いたしますが、ここの2つは公益事業でございます。それから(3)の有料公園施設及び有料広場施設の使用料収納事務受託事業、これはその他事業というような形に分かれてまいります。先ほど言いました(3)だけは収益事業等のほうに入ってくるという分かれになります。

続きまして3の指定管理事業についてご説明申し上げますが、指定管理事業につきましては公益事業として管理運営をするということは当然でございますけれども、収益事業等に区分される指定管理事業というものも出てまいります。それらについても適切な管理をしてまいりたいと思います。なお指定管理事業の絡みで1つ、ここには出ておりませんがご報告しなければいけないのは、総合体育館につきましては、国体開催へ向けた準備のため、第1体育室については6月から8月まで必要な改修工

事が行われることから、市民利用が制約されてくるということがございます。

最後に付帯サービス事業につきましては、公益認定申請に基づいて財務管理等適切なサービス提供を行っていきますということでございますけれども、具体的にはこの後、ご説明を申し上げます。

それでは5ページ以降の「事業計画の内訳」についてご説明を申し上げます。個々の事業については継続のものも多い関係で、表題と時期、内容についてはごらんいただければ結構だと思いますので、特徴点のみをご説明申し上げます。

特徴といたしまして、この芸術分野でございますけれども、ここ数年事業を通して芸術小ホールというものになじみがない方とか、来たことがない方、その方々に芸術文化に触れる楽しみと喜びを知っていただくのと、そのきっかけづくりということに重点を置いた活動を主にしてまいりました。平成23年度もその考え方をより深く確実なものにするために、市民が気軽に参加できる参加型の事業の充実というようなことも念頭に置いて事業計画を立てました。

具体的には7ページの中段になりますが、イ、市民が参加及び体験する事業というところで、子どもたちに伝統芸能のよさと、これを伝えていくことの重要性に気づいていただくということで、子ども落語講座というもの、それから子どもから大人までオーケストラとクラシック音楽に親しんでいただくという目的で、くにたち市民オーケストラと共同で実施するオーケストラ一日体験、それから表現をすることの楽しさ、豊かさを知ってもらう子どもパントマイムワークショップというようなことを芸術小ホールならではの形で作っていきたくて考えているところでございます。

それから、ここに出てまいりますが、従来から実施しております一芸塾ですとか、国立市の児童絵画・版画展、5ページに戻りますが、ランチタイムコンサートですね。これらもより多くの市民の方に参加していただけるよう頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに郷土芸能ということの重要性から、7ページの21番でございます。多摩地域に伝わっている八王子の車人形です。この公演を実施してまいりたいと考えているところでございます。

それから昨年は、ちょっと趣向を変えまして、これは全然違うのですが、5ページの16番になりますけれども、中高年の方々を対象に上條恒彦のコンサートも実施していききたいなというふうに考えているところでございます。

最後に、若干変更がございまして、5ページの1番ですね、さくらコンサート、アニーさんのコンサート、これ定着している事業なのですが、残念ながら東北地方の太平洋沖地震で被災者がたくさん出ていらっしやいまして、アニーさんそのものがこういう環境の中でなかなか取り組めないということもありまして、残念ながらこれは載せましたが中止をさせていただいたところでございます。

次に9ページから12ページになりますが、郷土文化館の関連事業についてご説明申し上げます。

(2)の9ページから12ページでございます。郷土に関する文化の伝承と振興事業です。これも特徴についてご説明申し上げたいと思います。郷土文化館の事業につきましては、開館以来、ご案内だと思っておりますが、「多摩川が育んだ段丘とともに生きる私たち」というメインテーマがあったのですが、実践においてはなかなかハケと郷土館というもののつながりが具体化できにくい部分がありました。課題となっておりますが、ここ数年常設展示で廊下の部分を使いまして、ハケと用水の魚類展示であるとか、ハケに生きる鳥類展示ですとか、講座事業についてはハケと活断層であるとか、府中用水というようなものを取り上げて、徐々に取り組んできたところでございます。

平成23年度は、これらの実績を踏まえまして各企画展で国立の自然展を開催する予定でございます

が、この展示へ向けて里山に住む昆虫、植物の自然科学資料の収集・調査・研究を行っていききたい。また常設展示事業のエコ博物館事業というのをやっておりますが、このような実践を踏まえてこれまで以上に、これまでは省エネ中心だったのですが、エコ博物館、エコロジーという概念、生態系という概念を発展させまして、フィールドミュージアム的な側面を持たせたエコ博物館にしよう。具体的にはハケ付近の立地を活用した生物多様性空間の演出ですとか、生物の生態展示、あるいは魅力的な外部空間の創造への取り組み、来館者の増というようなことも図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして企画展示の7でございます。秋季特別展でございますが、谷保に育った彫刻家の関頭亭先生のこれまでの作品、あるいは交流のあった文化人の方々の作品を展示して、郷土と芸術の結びつき、これらについて探っていききたいという企画を立てているところでございます。

11ページをごらんください。市民が参加及び体験する事業、23、郷土館まつり、今年度で3回目になりますが、これまで以上に参加団体との交流とか協力関係を深めまして、郷土芸能祭的なイベントへ発展させていききたいと考えているところでございます。

最後に27番のわれら稲作人、これは区画整理の関係でまだ確定はしておりませんが、用水の確保ができれば平成22年度と同程度の取り組みをやっていききたいと考えているところでございます。

最後に13ページから16ページの(3)です。市民のスポーツ及びレクリエーション振興の企画と実施事業ですか、これについてご説明を申し上げます。総合体育館の事業につきましては、幼児の方から高齢者まで市民の体力づくり、健康づくりを目的に事業に取り組んでまいりましたが、22年度に引き続き市民に非常に好評な24事業については継続して実施したい。新規に1事業を新たに入れるということです。それで、13ページにあります片仮名のア、スポーツ及びレクリエーション活動の振興事業では、各年齢層の方が参加できるようにということでヨガとか水中リズムウォーキング、こういうものを取り入れて、好評でいつもいっぱいになっておりますけれども、こういう事業を中心に進めていききたいと考えているところでございます。

この中で新規事業としては6番です、楽しいフラダンス。これを健康増進の事業、新たな事業として取り組んでいききたいと考えております。

それから15ページ、16ページになりますけれども、子どもたちが成長過程で運動することの楽しさを体験する、あるいはスポーツの基礎的な技術やルールを学んで関心を高めてもらう、体力づくりを行っていただくようなことから、イの市民が参加及び体験する事業として、親と子のスポーツ体験、あるいは小学生のスポーツ体験事業というものを計画化したところでございます。

なお、平成23年度も市民の方々の参加が非常にいいファミリーフェスティバルとか、ウォーキングにつきましては体育協会との共催で実施していききたいと考えているところでございます。

17ページから18ページにつきまして、受託事業、指定管理事業、管理あるいは付帯サービス事業について記載されておりますが、18ページの最後の5、付帯サービス事業につきまして、若干新しい項目ですので、ご説明を申し上げます。

公益認定申請、収益事業につきましては先ほど言いましたように、これに出てまいりますように、収1、他1というふうに分かれているわけでございますが、収1としては施設利用者に対する付帯サービス事業に続けて、芸術小ホールでは公益目的事業以外で当施設を借りて利用する団体等から当財団が受託して販売する音楽、演劇等のチケット販売事業、あるいは郷土館では国立郷土館内でショーケースを設置して、飲料水ですね、これらを提供する事業、それから郷土館が各種資料や書籍、手ぬ

ぐい等の販売をするグッズ等の販売事業、総合体育館ではシャトルですとか、卓球の球ですとか、そういうような各種体育用品を販売する事業、こういうものがございます。こういうものがまず取1に入ってます。それから施設の管理運営につきまは、ここに出ておりませんが、先ほど少し申し上げましたが、体育館とか芸術小ホールで施設を貸し出すわけでございますけれども、例えば私立の学校が卒業式を行ったりするというのは、芸術文化とか、体育とは全く関係ない事業で、利用料をいただくような事業となります。こういうものは施設の管理運営の施設貸与事業として、その他事業に該当してくるというような区分もございます。そんなこともこの中でご理解いただけたらと思います。

23年度の事業をざっとですがご説明してまいりましたけれども、東北地方太平洋沖地震で、計画停電の影響で非常に苦勞させられたといえますか、市民の方々が利用に苦勞されたということがございました。また先ほど申し上げましたように、芸小の事業では財団主催事業を中止せざるを得ないということもございました。ただいま申し上げたような事業計画を立てたわけでございますが、この後は夏に向かって節電対策ということが強力に求められてくる可能性がございます。私ども指定管理者としましては、国立市及び国立教育委員会と協議する中で、対応をとってまいりたいと考えているところでございまして、その結果によってはただいま申し上げた事業についても影響を受ける場合も出てくるかなと思っているところでございますが、情報を早目に収集して、市民の方々に可能な限り迷惑にならないような、そういう態勢で臨んでまいりたいと考えているところでございます。

雑駁ですが、事業計画については以上でございます。

続きまして、収支予算についてご説明申し上げます。収支予算書というものがありますが、ごらんいただきたいと思えます。収支予算につきましては、実は公益財団法人になった関係で、立て方が今までと大きく変わります。法令とか、公益法人会計基準に基づいて編成しなければいけないということがあります。そこで1ページをお開きいただきますと、1ページ、2ページ、これが予算になります。この裏表です。それから3ページが「資金調達及び設備投資の見込を記載した書類」、こういう形になります。今まで役所のと準じたような予算書をごらんになっているとちょっとわかりにくいのですが、1ページ、2ページ目は収支予算ということになります。収支予算書はこの1ページ、2ページですか、法令の定めによって損益ベースで作成することが義務づけられております。先ほど言いましたように公益法人会計基準でつくるということになっておりますので、若干この仕立てについて初めてですのでご説明申し上げたいと思えます。

1ページをごらんいただき、一番上の横の行をごらんいただきたいと思えます。これが会計の区分になります。先ほどの体系図と同じように、公益目的事業会計と収益事業等会計。その次の法人会計というのは財団を運営するための法人の会計と、この3つに分かれます。その上で公益目的事業では芸術文化の、郷土文化の関係の会計、それから郷土文化の会計、それからスポーツ・レクリエーションの会計。共通項目がありますので、共通というのが入る。収益事業では付帯サービス事業と施設管理運営と共通、こういうふうな会計区分に分かれた会計である。それが縦に行って、左側が何かといいますと、左側の縦が勘定科目ということになります。次に左側の勘定科目に沿って予算の内容というものをご説明申し上げたいと思えます。ただいま雑駁ですがご説明申し上げました事業計画に沿って、公益目的事業と収益事業等を実施し、なおかつ当財団を運営した場合の損益の見込みを示したものが収支予算ということになります。

この場合、法令の定めで3点ほど従わなければいけない基準がございます。1点目は認定法という

法律があるのですが、公益目的事業については公益目的事業にかかわる収入が、その実施に要する費用を償う額を超えてはならないと見込まれる、あるいは公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超えて収入を得てはならない。要するに公益目的事業は収入超過であってはいけないという、こういうルールがあります。こういうルールのもとで損益の見込みを出しなさい。それからもう1つは公益目的事業以外の事業、この収益事業等を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないこと。どういうことかといいますと、赤字を出せば公益目的事業の収入から補てんをすることになりますから、赤字は絶対出しちゃだめですよ、こういうような制約があります。それから3点目は、事業活動に当たって公益目的事業比率、公益目的事業を行う支出、あるいは支出が全体の5割以上を占めなければいけませんよ、公益目的がメインでなければいけませんよ、こういう3つの基準と損益の見込みで収支予算をつくりなさいということから、こういう形になります。ぜひご理解いただきたいと思います。

勘定科目に沿ってまいります、I というのがあると思います。一般正味財産増減の部というのが左上、科目の下、一番左の科目の下です。その下に1、経常増減の部、その下に(1)経常収益、こういう区分になります。経常収益は基本財産運用益、事業収益、国立市補助金収益と受取寄付金、雑収益から構成されます。経常収益計というのがあると思います。黒い太枠で囲ってございますが、経常収益計は公益目的事業会計の芸術文化事業では9,429万5,000円という見込みを立ててございます。それから郷土文化事業では7,504万6,000円、スポーツ・レクリエーション事業で1億6,475万5,000円、こう見込みを立てておまして、公益目的事業会計全体では3億3,409万6,000円と見込みを立てたところでございます。

続きまして収益事業等会計では、付帯サービス事業では経常収益が181万1,000円、施設管理運営等では1,513万6,000円で、全体で1,694万7,000円と見込んだところでございます。

さらに法人会計、これは財団の運営でございまして、1,788万8,000円。3会計のトータルで3億6,893万1,000円というのが、これが経常収益のトータルと見込んだところでございます。

次に(2)の経常費用についてご説明しますが、報酬がどうのこうのというのは省きまして、2ページへ行っていただきますと、中ほどに各勘定科目を合計した結果が太枠で出てまいります。公益目的事業会計の芸術文化事業では9,464万5,000円、郷土文化の会計では7,514万6,000円、スポーツ・レクリエーションでは1億6,480万5,000円、公益事業の3会計区分では3億3,459万6,000円の経常支出を見込んでおります。

また収益事業等会計では、付帯サービスで181万1,000円、施設管理運営で1,513万6,000円、小計で1,694万7,000円と見込んでおります。

それで法人会計は1,788万8,000円と見込みまして、全体で経常費用は3億6,943万1,000円と見込んだところでございます。

この結果、当期というのは平成23年度の経常増減額という分布は、公益目的事業会計の芸術文化事業で35万円のマイナス、収支は均衡ではございません。それから郷土文化事業で10万円のマイナス、スポーツ・レクリエーションで5万円のマイナス、合計で50万円のマイナスという収支の見込みを立ててございます。ですから役所の会計みたいに収支一緒ではございません。損益ベースでございまして、収益事業はいずれも収入支出同額で見込みました。法人会計も同額で見込んでおります。全体では50万円のマイナスと。2の経常外増減の部は見込まれてございません。したがって、太線で囲まれているのですが、当期一般正味財産増減額は、公益目的事業会計で50万円のマイナス、収支全体でも50

万円のマイナスということでございます。

Ⅱの指定正味財産増減の部の当期指定正味財産増減額は0でございます。Ⅲの正味財産期末残高、これは見込みでございますけれども、収支全体で50万円のマイナスと見込んでございます。

これは先ほど一番最初に申し上げましたように、損益ベースで公益事業では収支相償ということ、超えてはならないということから、ゼロもしくはマイナス、収入が下回る、もしくはゼロでなければいけない。それから収益事業のほうではマイナスを出すことが禁じられているということからとんとんで組んだ。それからかつ全体の公益目的事業費比率が50%以上であること、この予算ベースでは90%を超える水準で組ませていただいているということでございます。実際に決算の段階ではもう少し上がります、繰り返しですけれども90%以上の水準で組んでおります。

最後に3ページをごらんください。これは「資金調達及び設備投資の見込を記載した書類」でございます。1)の資金調達の見込みでございますが、平成23年度中の借り入れ予定はないということでございます。2)設備投資の見込みについても重要な設備投資(除却または売却を含む)予定はないということを示した書類でございます。

以上が平成23年度の収支予算の説明でございます。時間かけまして申しわけございません。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

米田委員。

○【米田委員】 今、公益財団法人に移行するというので、さまざまな記述が変わってくるのか、特に予算に関してもそういうことを詳しくお話して、大変よく理解できました。

事業計画の内訳に関しては、従来やっていたものと、あとことし特徴を出すためにやっていたものということで、コンサートに関しては、例えばランチタイムコンサートは今までも好評だったので継続するとか、上條恒彦氏のコンサートはこれは中高年のためにやるとかというお話を伺いました。

そして、残念ながらさくらコンサートのアニーさんのものに関しては自粛、そういうことで中止になったということなのですが、最後にまとめてお話しくださしましたところによりますと、計画停電とか、あと夏に向けての節電対策ということで、この計画事業が予想どおり行われるかどうかは少し見てみないとわからないというお話がありました。3・11の東日本大震災以降さまざまなイベントとか、あと博物館とか美術館とか動物園までクローズされて、そろそろそれが再開したところということです。人々の気持ちとしてはやはりそういう自粛の中で、せめて地元でやるものはぜひ参加したいと、わざわざ電車に乗って遠くまで行くということは、そういうことはしなくても地元でやれるのだからぜひそういうことを楽しみたいという要望が、私は例年以上に非常に強いと思うのですね。

そういうことでいろいろな事情はあると思いますが、ことしの事業計画に関しては無理のない範囲で、市民の方の要望にこたえて、なるべくできるという気持ちでやっていただきたい。いつも以上に参加の人がふえる可能性は私はかなり強いのではないかなというふうに思いますので、ぜひことしの計画を頑張って進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 今回公益財団法人になったということで、そのことと教育委員会との関係というのは、今までと変わりはないのかどうか、そしてきょういただいた事業計画書と収支予算書は、教育委

員としては承りました、報告をいただきましたということですのでいいのでしょうかということ、基本的な質問かもしれませんが伺いたしたいと思います。そして、この事業計画書が、教育委員会に出されるためだけのものなのか、あるいは市議会とか一般の市民の方に提供されるものなのか。

なぜこういうことを申し上げるかということ、日本語の問題として幾つか気になるところがあります。例えば6ページの14番、第26回ファミリーコンサート、ここで「お子様からお年寄りまでを対象に安価で良質な音楽を聴く機会」となっていますけれども、安価でと初めに出してしまうと、「安くてよい音楽」となってしまうのです。でも、おっしゃりたいことは「良質な音楽を安価で」だと思いのです。修飾する言葉はその一番近くに持っていくというのが原則です。安価で良質というと何か安い音楽という感じになるので、そういうところをもう1回見直してやっていただけないか。もう1つ、6ページの3番と4番です。「国立市ゆかりの演奏家を中心に、エントランスホールでのコンサートを毎月定例的に開催し」というのはわかります。そして「市民に芸術小ホールの事業を周知します」と書いてあります。ということは、これはエントランスホールでコンサートをやって、みんなを呼び集めて、それで芸術小ホールの事業を周知するための機会とするのかとか、そういうところもよくわかりません。

それから例としてこのページだけにしますけれども、8番の有名な作曲家による「癒しの名曲コンサート」、その有名な作曲家の方々がいやしの曲としてつくったのではないかもしれませんが。私たちが現代において作曲家のつくったものをいやしとして受け取るかもしれないけれども、いやしのピアノ名曲というふうにカテゴリーをつくるのはどうなのかと思いますし、室内オペラ公演とありますが、普通オペラは室内で野外のオペラのほうが珍しいと思います。この1ページだけでも公にする場合にはもう少し完成度を高めてほしいところがあります。そういうことも含めて、これはこの段階でどういうところに出されるものなのか、そして、改訂していただけるならば、私は気がついたところはお伝えします。以上です。

○【佐藤委員長】 永見事務局長。

○【永見事務局長】 細かいところは少し別にしまして、大どころでいいますと、基本的に公益財団法人であれ、通常の財団法人であれ、市教委と財団法人との直接的関係はございません。従前でしたら認可庁ですから東京都の教育庁と文化スポーツ振興財団、それから今回ですと公益財団法人ですからやはり東京都の認可庁ということになります。そこが直接的な監査に入るであるとか、事業内容のチェック、あるいは公益性がちゃんと担保されているかどうかという直接的な監督官庁は東京都ということになります。ただし当財団の場合に、3億円の出捐が国立市から出されておまして、教育委員会所管ということになっております。そうしますと自治法で経営状況について議会に提出、報告ではなくて提出しなければいけないというのがございまして、本来的にいいますと議会にこの決算の状況ですとか予算、あるいは事業計画を市議会に提出すればいいのですが、国立市は慣例で報告をします。そうすると財団は出ていけませんので、教育次長が本会議で報告をすることに過去からなっております。そういう関係がありますので、私から言うのはおかしいのですけれども、教育委員の皆様が、この後決算があるわけですけれども、事業報告、決算があるわけですけれども、このことを全く認知しないまま教育次長が財団にかかわって報告をすることは、これはあり得ないこととございます。そういう観点からいえば、準指導官庁という立場に教育委員会が立つと。

さらに指定管理者として公の施設の設置の責任者が国立市の教育委員会でございますので、条例に基づいて私どもは運営しておりますので、それとのかかわりでは直接指導監督の権限が働いてくると

いうかなり複雑な問題はありますけれども、そういうような絡みの中で本日の報告があるということをご理解いただけたらと思います。

それからこの事業計画については、既に申しわけないのですが、理事会、評議員会、通っておりますので、修正はできませんが、ただいまご指摘いただいた点については十分配慮してまいりたいと思います。さらにこれらにつきましては、当然、どなたでも市民の方はごらんいただける、あるいはどんな事業をやるのですかということも含めてごらんいただけるという体制で、情報公開の対象にしておりますし、備えつけております。

以上でございます。今後気をつけたいと思います。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 意見です。今、永見事務局長のお話で納得できるのですが、こういう企画の文書、例えば「いやし」とか安易に使ってしまったら、それだけで足元を見られますから、普通に通じる言葉を具体的に入れる。それがいいと思います。それはとても重要なことです。

それからもう1つは、スポーツと、それから芸術小ホールでしているいろいろな事業や、特にスポーツのほうではみんなが参加できる雰囲気があってとてもいいと思います。ただし、郷土館の場合は、いろいろ企画展があるのですが、どこの市でも何とか文学館とか何とか郷土館とか、つまり展示を中心に行っているところは1回行くと、もうみんな行かないのですよ。そのために企画展をする。企画展次第なのです。それがやはり昔の暮らしなんていうのであると、また昔からあるワラと農具ばかりを展示しているだけだなどというのでみんな行きません。それから、学芸員が頑張っているのはあります。そういうのにもっと子どもたちが参加できるような工夫がほしい。館長の企画力が問われる。企画をつくって実行していく。そうしないと展示をメインとした記念館というのは、日本では要らないという方向に今、日本じゅうそういう動きがあります。

それから芸術小ホールのことであると、今、市がいろいろ助成して市民が参加する事業というのは外に出る。例えば音楽会でも、広場、市の広場を使うとか、ホールを主体にしながらも街角コンサートのような、もっとみんながいろいろな場所で参加できるという方法、企画を入れていくと、すごく近づけるものになると思いますね。私は昔、朝顔市というのも二十何年前にやろうと言って、今も延々続いていますけれども、例えばそういうようなみんなで何かする、国立市の風物詩になったりする。昔はさくらマラソンというのがありましたけれど、なくなりましたか。やっていますか。

○【永見事務局長】 駅伝です。

○【嵐山委員】 駅伝ですか。それもみんなが回って、一橋大学の校内を借りて、いろいろな木工や模擬店が出たりしてすごく楽しかったですし、そういうように開かれた文化、芸術、スポーツというものを企画していくのがいいと思います。

以上、感想と提案として申します。

○【佐藤委員長】 課題についてもいろいろご意見をいただきました。

昨年の同じ時期だったと思いますけれども、財団が公益財団法人化に向けて準備を進めていただく中で、公益財団法人としてどのような事業、あるいはどのような内容で行うのがふさわしいのかも検討していきたいというお話をいただきました。もともとが公益を目的とした事業が主でしたので、大きく変わるということはないと思うのですが、少しそのあたりを含めまして、具体的に事業として、あるいは内容として軌道修正したもの、公益法人を意識した取り組みというのがあればお示し

ください。

永見事務局長。

○【永見事務局長】 そういうふうを考えました。そしてこの間、昨年の11月ですか、理事会、あるいは評議委員会でも、案を示しながらどういう形が公益財団法人としてふさわしいのかというような議論もさせていただきました。

ただ、なかなか難しい部分がございます、まだ議論の途上でございます。例えばスポーツでいいますと、非常に人気が高いと。かつ、ただしリピーターが多いと。そうすると公益性という意味合いが、非排除性といいますか、排除しないのですよ、多くの方が自由に参加できるのですよという、公益性の担保という1つの項目にこういうものがあります。ところがリピーターが多い、けれども本来だったら新しい方々が、新しい形で健康づくりに取り組むというような企画を、新しい公益性の中で出していかなければいけないのではないかと、こういう議論も実はさせていただいたのですが、現実問題というが高年の方というか、私より年上の方の健康づくりに非常に大きな役割を担っていると。その方々をぼんと外してしまって、今度は自分たちでやりなさいねというわけにもいかないという別の公益性が入っているために、なかなか特徴づけができない。少し時間がかかりますので申しわけないのですが、そのために例えばスポーツの分野だけでいいますと、ここを重点に今後少しずつやっっていこうというのがスポーツ講習会、13ページの15番です。振興を目指す、単純に書いている、ご説明しなかったのですが、ここでいろいろな新しい公益の形というのを提供しながら、徐々に市民の方々、あるいは参加者の反応ですとか、そういうものを、これ無料でいつもやっているのですけれども、この間取り組んだことのないようなものを含めて、新しい形を模索しながらやっっていこうというようなことを今、考えています。

それから郷土館につきましては、先ほどおっしゃられたとおりのことを議論しています。例えばエコ博物館でいえば、省エネからエコロジーという、生態系に一步踏み込んで、それで周りの外観も含めて、多くの方が足を、別の要素で足を運んでくれるようなところへ少し新しい公益性を見出していこうというようなこと、それから芸術小ホールでいえば、先ほど少し言いましたけれども、市民の参加型みたいなものをもう少し重点に取り組む中で、新しい公益性というものを少し追求していこうと、このようなことを第一歩ですけれども、少しずつ取り組ませていただいているところでございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

米田委員。

○【米田委員】 今、いわゆる公益性のものと、あと逆に市民に非常に人気のあるものというののバランスをどうとるかというようなお話があったと思うのですが、例えばこのスポーツのところ、13ページのところにスポーツ及びレクリエーションの普及事業ということで、例えばここへ行けば安くできると。例えばこのゴルフというのを見ると、ここで教われば安くできると。でもゴルフ練習場なんかでもレッスンプロについて教わったりもできると。ゴルフというのは、それは少し体全体のいわゆる健康というよりは楽しみですよ。ゴルフをやって腰悪くしたとか、体に悪いようなこともたくさんあるわけですから、ただそれが人気があって、安くできるというだけで、こんなにたくさんゴルフの講座を、もちろん自主、若干お金も払ってこの講座を受けるということなのでしょうけれども、そういうことを考えると市民のいわゆる健康増進とか、そういったことの公益ということを考えるときに、ゴルフに対する偏見かもしれませんが、人気があるのだからそれをやるというのも、少

し問題あるかなというふうに思いました。

先ほど嵐山委員が、郷土館の常設展示というのはなかなか難しいというお話がありました。どこでも常設展示に関しては工夫が必要だということで、例えば東京博物館などでも、このお正月から常設展の展示を少し頻繁に展示がえするとか、そういう形で努力をしていると思います。今回はハケということ、やっぱり国立市ならではのということに中心を持っていっているということは、あとエコロジーということをやっているということは、非常にこれは国立市ならではのということで努力というか、そういったものをすごく感じます。

そして企画展のところで、関頑亭さんの展示をやるということで、これは非常に国立市の中でも作品を見たいという人が多いので、これがことしはかなり人を集めるのに力になるかなというふうに思っています。

と申しますのは、去年、おとしぐらいでしたかしら、三浦小平二先生の回は大変人気がありましたよね。ですから1回で終わるのではなくて、何年かに一遍とか、あと小平二先生のコーナーみたいなをつくるとか、そういう国立市ならではの売りみたいなものを常設展の中につくっていただくといいなというふうに思います。やはり小平二先生と国立市というのは大変大きなつながりがありますし、小平二先生の作品はもう、外で見るとなかなか見られない、青磁の陶器というのは。そういうことで人集めということだけではないと思いますけれども、あそこに行けばあそこでしか見られないものがあるのだというような、いわゆるミニコーナーみたいなものがあるといいかなとか思いました。

○【永見事務局長】 ありがとうございます。一言よろしいでしょうか。

○【佐藤委員長】 永見事務局長。

○【永見事務局長】 すみません、お時間をこんなにかけてしまって。ゴルフのお話いただきました。私もゴルフはやりませんが。ただし、安くという概念ではありません。

○【米田委員】 そうなのですか。

○【永見事務局長】 はい。ここの全部収支は赤字ではなくて、皆様からいただくお金のほうが上です。そのかわりファミリーフェスティバルなど、無料のもの、子どもたちは無料であるとか、そういうものの中で全体では収支をマイナスにしていますけれども、この辺のものというのはそれなりのご料金をいただいています。それでもたくさんお見えになるということをご理解いただきたいと思います。

それから2点目、嵐山委員のお話にもあったのですが、常設展の問題は残念ながら財団では手が出せないで、皆様の教育委員会の直轄部分でございますので、あれをどういうふうにかえて、魅力あるものに高めていくかというのはぜひ教育委員会のほうでご議論いただけたらと思います。

それから小平二先生から寄贈いただいた中での国宝級のものについては、一部入ったところの受付のところに展示をさせていただいておりますので、ぜひごらんいただけたらと、常設で置かせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○【米田委員】 そうですか。はい。わかりました。

○【佐藤委員長】 1つ意見というかお願いがあるのですが、先日三多摩公立博物館協議会の公式ホームページがあるということを見ずして、アクセスしてみました。三多摩の30館が加盟をしていて、国立市内では郷土文化館が南養寺出土の土器とともに、紹介をされていました。このホームページは自治体の既存のホームページはあまり目立たないというのと、情報の扱いにばらつきがあるので独自につくったということでした。これからは情報を発信する力というのが非常に必要だと思います。先

ほど永見事務局長からのフィールドミュージアムというわくわくするような提案もありましたので、ぜひいろいろな媒体を使って情報発信力を高めるとい取り組みについても期待したいと思います。

永見事務局長からお話しいただきました新しい公益の形にも、大きな期待を寄せておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、その他報告事項3、財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成23年度事業計画及び収支予算についてを終わります。

永見事務局長、ご報告ありがとうございました。

兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 委員長。少し休憩をお願いしたいと思います。

○【佐藤委員長】 では、審議を始めて2時間がたちましたので、ここで休憩としたいと思います。議事の再開は10分後でよろしいでしょうか。では、10分後の4時10分をめぐりに再開したいと思います。

午後4時01分休憩

午後4時11分再会

○【佐藤委員長】 では、時間になりましたので、議事を再開します。

◇

○議題(6) 行政報告第4号 平成23年度国立市立中学校教科用図書採択について

○【佐藤委員長】 行政報告第4号、平成23年度国立市立中学校教科用図書採択について。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 行政報告第4号 平成23年度国立市立中学校教科用図書採択についてご説明申し上げます。

平成24年度から国立市立中学校で使用する教科用図書の採択につきまして、地方教育行政法第23条第6項及び教科書無償措置法第11条及び12条、施行令13条に基づきまして、国立市学校教科用図書要項を定めておりますので、その内容及び日程等についてご説明を申し上げます。

教科用図書の採択に当たりましては、中学校長と教育委員会事務局で構成します審議会と、そのもとに中学校長を中心に、小学校長及び中学校副校長、中学校長からの推薦を受けた教員による調査研究委員会を設置いたします。

このつづりの最後のページにあります日程表をごらんください。本日4月26日にこの採択事務につきましてのご説明の後、5月2日に第1回審議会を実施いたします。5月10日から調査研究を開始いたします。各中学校に見本本を配本し、全教員が各教科ごとに約1カ月の間、18社が出しております9教科15種類の見本本をそれぞれ検討していただき、調査研究委員会がその結果をまとめ、6月20日に報告書を提出し、後の2回の審議会を経て、7月26日の定例教育委員会におきまして審議会報告及び教育委員会での採択、8月31日の採択結果及び需要数報告という日程になっております。

この間、審議には国立中央図書館で5月20日から6月3日までの2週間、続いて国立市公民館では6月6日から6月20日までの2週間を特別展示としてごらんいただき、ご意見等もいただけるようにしております。

教育委員の皆様には、教育長室に見本本の1セットを常時検討していただけるようご用意させていただきますので、この間、ご研究いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などありますか。

中村委員。

○【中村委員】 教科用図書の採択については、要望書が出ていますけれども、そのこととかかわって話してもよろしいでしょうか。それともまた後で別にしたほうがよろしいでしょうか。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 私もかかわったほうがいいと思います。

○【中村委員】 一緒ということですか。

○【佐藤委員長】 はい、わかりました。では採択についてご質問、ご意見などございますか。

中村委員。

○【中村委員】 それでは幾つか事務的、手続き的にまず質問したいのですが、今、お示しいただいた採択要項の審議会と書いてあるところの3、「審議会に審議委員を置き、教育長の推薦により教育委員会が依頼する」。この「教育委員会が依頼する」というのは教育長がこの人たちをとという具体的な人名があった上で、定例会で依頼ということを決定するのか、あるいは今、おっしゃったような校長先生たちとか、そういうことで私たちは今、この場で一括委嘱をすることになるのか、ここの3番では教育長推薦により教育委員会が依頼するというのが、この日程表でいうと、いつやることになるのか、あるいはもうやったことになっているのか、そのことについてちょっと確認をさせてください。

というのは、日程表では4月15日金曜日に審議会委員依頼というのがあります。3月22日には懇談会で採択事務・日程について説明を受けていますけれども、それは校長先生たちがという大枠でこのようにしますという説明でした。けれども教育委員会で教育長の推薦により依頼するということろはいつだったのだろうということがわかりませんので、それをまず聞かせてください。

○【佐藤委員長】 では、手続き上の時期についてですね。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 今回は中学校の教科書採択ということでありまして、中学校長は3名ですので、3名への依頼をお願いしてございます。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 中学校の校長先生に依頼するということで、もう3人しかいないし、3人全員に依頼したということだと思えるのですが、この手続きによると「教育長の推薦により教育委員会が依頼する」ということについて、それは事務局が、あるいは学校指導課長が依頼すればそれでこの要項に従ったことになるのかということが、手続き上少し不明だと思います。もう既に審議会委員は依頼されていて、中学校の校長先生全員でも手は足りないぐらいだと思いますけれども、この日程表に従うと15日に依頼しますということで、ここのところは少し不明点が残るということだけを申し上げておきたいと思います。

それと、この要望書にも書いてあることですが、私たちはこの前の定例会で申し上げたように、小学校の教科書を去年は本当に一生懸命読みました。それは私たちの責任において選ぶようにということでした。ただ、私たちももちろん責任を持って検討させていただきましたけれども、具体的には検討委員会、調査研究委員会での議論を経て、審議会の校長先生たちがまとめてくださった報告書がきちんと読んで理解できるために一生懸命読んだということです。報告書で言われていることが、「あ、このことなのかな」とわかったり、逆に報告書を見るだけではやっぱりわからないところもありました。中学校の分ももちろん一生懸命読みます。英語と国語は多分自分でも理解しながら読めます。数学と理科も頑張って読みますけれども、本当にそれを十分にわかりながら読めるかという、

正直いって少し自信がありません。この数学の教科書とこの数学の教科書はどちらが本当にいいのかという判断は難しいと思います。どちらがわかりやすそうかとか、練習問題がたくさんあるとかないか、それぐらいはわかります。一生懸命読みますけれども、やはり現場で毎日授業をしてくださっている先生方が検討してこれがいいのだということをきちんと言うてくださることを踏まえて、私たちがそれを理解して選ぶということですから、このところは、この要望書でも言われているように、やはり先生方が本当にかかわって選んでいただきたい。ということになると、この要望書の2段落目に書いてある、調査研究委員に選ばれた教員は校内においても秘密になっているというのは本当にそうなのでしょうか。そうすると先生方が調査研究委員に直接言うことは秘密だったらできませんが、学校でその教科の先生たちが集まって検討する、その場にはだれが研究委員かわからないのだけれども、その人はきちんと聞いていて反映できる、そういう仕組みなのでしょうか。要望と、それから全教員がかかわれる仕組みについて、どのように保証されるのかということをお伺いしたいと思います。

○【佐藤委員長】 調査研究委員の先生に関しては、昨年でしたか、いつでしたか、少し記憶がはっきりしませんが、各市町村教育委員会も共通して非公開でやっていたというお話だったと思います。採択終了するまでは非公開であり、その理由については採択の公平性を守るということで、どこも一貫してそれを守っていると。また、非公開であっても実際は狭い職員室の中ですので、例えば会議がこれで3回程度あるので、その辺はお互いに、暗黙の了解というか、教科書の話が一切出ないということはあるので、当然、情報や意見交換、また、共通理解を進めることは可能であろうというお話があったかと思います。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 これは結局、1つは校長の問題でもあって、校長が決めるときにやはり校長が非常に思想的に偏向していたり、ほかの人の意見を聞かずに独自に選んでしまうと、それが推薦されるということ、この要望書は危惧していると思うのです。ですから基本的には各学校の校長が担任と話していくことが必要だと思います。それを、システムで義務づけるというものになるとまたすごく時間がかかって大変な作業になりますから、校長が例えば英語なら英語の先生にどうだろうと、それから主任とか、お互い教員同士だから信頼し合って、人間的に信用し合っているわけですから、それで校長も教員を経て校長になっているわけですから、その中で公平に、この教科書が子どもたちにいいという、そういう意見があると思うのですね。ですからやはり現場の先生の意見も吸い上げるということは当然必要だと思います。それは校長の任務です。

我々の立場としては、そうやって集約されてきたものをさらにもとにして、今度我々がもう一度二重に審査する、選ぶということになっていくので、我々は校長を信用するしかないのです。

○【佐藤委員長】 そのあたりの実態を心配されているという声がありました。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 今、まさに嵐山委員がおっしゃったとおりでして、現実的には日々現行版の教科書を使って授業をしている教員が、継続してその会社のもを使ったほうが子どもたちにとってよいのかどうか、これが最初の基準になると思います。ここで新しい学習指導要領にかわりまして、新しい教育課題に対応しているですとか、今回の震災の問題も含めると、心の教育が盛り込まれているですとか、さまざまな観点から教員がいろいろな考え方をもちになるとしますので、それが日々の教育活動の中で交流されないわけがありませんので、その中で校長がそのことを把握していくということによろしいかと思います。

○【佐藤委員長】 いかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 この要望書に書いてあることでもう1つ言うと、「審議会の議事録をきちんととって、どのような議論によって報告ないし答申が出されたかがわかるようにしてください」とあり、それから「調査研究委員会の記録が記録としてきちんとしていない」という指摘があります。私の記憶では、去年の小学校の教科書採択のときに、審議会がどのような過程を経て、いつ、どういう議論をして結論を出したかということが報告されたと思いますが、調査研究委員会の記録というのは拝見していませんでした。この点については、やはり記録は記録としてあったほうが良いと思うのですが、いかがなのでしょう。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 前段の審議会の記録につきましては、昨年もとらせていただいております。ご指摘がありましたように今年度はさらに審議の経過が伝えられやすいように工夫をしていこうというふうに考えています。

調査委員会につきましては、実際には非常に教科書を開いて、この行は、このページは、この色は、このカラーはというようなことで、現場レベルの協議になりますので、それを逐次的に、逐語的に記録を残すということは、現実的に不可能な状況でありますので、どういう経緯でどのような調査がなされたかということについては、この調査報告の中に盛り込まれるような形で報告をいただくというのが実際のところだと考えられます。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 逐語的な記録は、だれがどう言ったという形では要らないと思いますけれども、この調査研究委員会ではこの点について集中的に議論がされて、特に注目すべき議論はこういうことであったという、まとめのようなものがあるといいのではないだろうかと思っております。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 今の議論でいいますと、調査研究委員会という場合に、各学校から調査委員の先生が1人ずつで3名、そして各校長先生がそれに加わって4名ということになっていますよね。それでその議論の経緯をまとめるためには、書記というような立場の人がいないと、それはなかなか無理かなとかいうふうに思います。それで小学校の時には8校ありましたから、8人の方の検討になったと思うのです。それで先生方非常にお忙しいので、中学校の場合も各学校1人ということなのですが、さまざまな目で見ると、委員を各教科、学校1人ではなく、2人にするというのは相当無理があるのでしょうか。この前もこれを言って、それは無理ですというふうに言われたので、無理とおっしゃるのでしょうけれども、いかがでしょうか。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 各学校の意見を集約する段階で、当然その委員と、本校としては英語はこれだとか、数学はこれだということが検討されますので、反映はされているということが1つと、実際問題に各校から2名を出すということは、これは非常に、まさに学校の多忙化そのものでもありますので、限られた人員の中で最善の採択が、いい採択ができるようにということで、校長等にもお話をしているところです。

○【米田委員】 はい。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 そうだけれども、教科書を選ぶのは非常に大事な仕事だから、校長はやはりお忙しいでしょうけれども、やはり各担当の、要望書にもあるように、担当にもっと聞いて、中村委員が言ったような、こういう経過があったというのがあるだけで違うと思います。それで我々も一生懸命選ぶわけですから、我々もいろいろな見方で選ぶわけで、二重になっているわけです。校長もやはり決めた、これにするといういろいろな意見があったというような、簡単な経過をつけてくれたほうがよりいいと思います。教科書選定というのは重要な問題ですから、努力をしていいという気がします。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 今、お手元の資料の別紙2に、各調査研究、調査委員会の各社の数学なら数学の1枚ずつ挙がってくるわけです。ですので、この用紙の中に今、ご要望されたようなことが、より具体的にこの社のどこがどうだったかというようなことを、備考欄もございますので、新たなよ点、あるいは改善点について議論がなされた場合は項目を起こしていただいて、明記していただくと。新たな様式を用意するということではなく、この様式をもって今、お話しされたようなことが明確にわかるように整理をしていただくということを教育委員会として、事務局としてお話をしていきたいと思います。

○【嵐山委員】 そうですね。

○【佐藤委員長】 その他のご意見も出ましたが、そこまで細かい記録が必要かというのも問題になるかと思います。前学校指導課長からも報告書については、それぞれの教科書のよさと課題がわかるような報告書を、また、より精度を高めるように努力したいというお話もいただいていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○【米田委員】 そうですね。

○【佐藤委員長】 それから教科書採択は、毎回申し上げますが、先ほど渡辺学校指導課長からも説明いただいたように、法律的な根拠のもとで行われています。地教行法の第23条第6項で、教育委員会の職務権限として定められています。ですので、採択権者が明確であるということが1つ大切なこととなります。国立市の教育委員会が、現場の先生方の意見を聞く、また専門性を尊重してそういったお考えを十分に参考にするということで、審議会それから調査研究委員会を設けています。調査研究委員会につきましては、各教科ごとに調査委員を配置して、教科書の具体的な調査研究を依頼して、専門的な調査研究を行っていただき、審議会からその報告書を私たちはいただいて、それを踏まえてさらに研究を進めて採択に臨んでいます。法令及び国立市立学校教科用図書採択要項に基づいて、今回も適正かつ公正に行ってまいりたいと考えています。よろしいでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 もう1点、要望書では4番に、昨年は委員ではない指導主事の方がオブザーバー参加していたことが問題にされています。今回は審議会の構成は各中学校長と学校指導課長と指導主事ということで、各中学校長3名、学校指導課長と指導主事が2人とも委員として参加される、オブザーバーではなくて2人参加されると理解しています。とすると中学校の校長先生が現場を代表して3名、そしていわゆる事務局、学校指導課長と指導主事2人で3名で同じ数ですね。そんなに決定的に対立することはないと思いますが、学校指導課としてのかかわり方と中学校長としてのかかわり方、この審議委員としては例えばもし投票などして決めるようなことになるときには、同じ1票ずつということになるのでしょうか。ちょうど3対3なので、やはり学校指導課の位置が少し大きくないかと

いう率直な疑問なのですが。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 あくまでも調査委員会から上がってきた報告書を取りまとめて、教育委員会に上程するための資料作成の場でありますので、どの教科書がいいということで、多数決で決められるようなシチュエーションになることはありません。ですので、そのことをご理解いただければというふうに思います。

○【佐藤委員長】 前回は議事進行、あるいは精度を高めるために参加をしているというお話がありました。また指導主事の参加につきましては、国立市立学校教科用図書採択要項どおりですので、問題ないと思います。

ほかになければよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、ご異議がないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 行政報告第4号、平成23年度国立市立中学校教科用図書採択についてを承認いたします。



○議題(7) 行政報告第5号 平成23年度国立市特別支援学級教科用図書採択について

○【佐藤委員長】 続いて、行政報告第5号、平成23年度国立市特別支援学級教科用図書採択についてに移ります。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 行政報告第5号、平成23年度国立市特別支援学級教科用図書採択についてご説明いたします。

先ほど来話題になっています法律に基づきまして、学校教育法附則第9条の規定による教科書、いわゆる附則第9条図書については、毎年異なる図書を採択することができますことから、本年度は平成24年度に使用します附則第9条図書について採択を行います。そこで行政報告第4号でご説明した同法律等に基づいて定めました国立市特別支援学級教科用図書採択要項の内容及び採択日程についてご説明を申し上げます。

採択に当たりましては、特別支援学級設置校長1名及び特別支援学級設置校長が推薦した特別支援学級担任によって構成される教科用図書審議会を設置いたします。そのもとに特別支援学級設置校ごとに校長、副校長、特別支援学級担任で構成する調査研究委員会を設置し、その意見をもとに採択について教育委員会で協議、決定するという流れになっております。

採択日程について、やはり一番最後のページをごらんいただけますでしょうか。お手元の資料に加筆修正をお願いしたいというふうに思います。まず資料の左側の列の日程欄で、6段目の6月2日の次の欄が空欄になってございますが、こちらが6月17日から7月1日ということでよろしくお願ひいたします。さらに6月2日の欄の一番右の端の教科書展示の欄に、調査用研究用見本というふうにごございますが、ここは学校回覧はしませんので、ここは削除していただいて空欄となります。

また、その下は東京都立多摩図書館ということで、多摩教育センター内にある図書館での展示ということでご記載いただきたいと思います。

では、日程についてご説明いたします。6月2日に第1回目の審議会を開催し、7月1日までに調

査委員の報告を審議会に提出していただくこととなります。この間、調査委員の方々には先ほど申し上げました多摩教育センターの中に設置されています多摩図書館のほうに展示見本を閲覧しに行き、その中から各校の児童・生徒の適性に合った図書を選定協議、研究していただくという作業になります。

審議会ではその報告を受け、審議を行い、7月26日の教育委員会に報告し、採択という予定になっております。

以上です。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

中村委員。

○【中村委員】 特別支援学級の教科用図書は毎年採択ということで、小学校も含むということですね。その調査研究用見本は、中学校の検定本は各学校に1つずつあるわけですから、東京都立多摩図書館に展示されるものというのは、小学校の検定本を今までと違ったものを採択するために、昨年各学校で採択されたものを展示するのか、9条本というのはどんなところからも選べるわけですから、ここで展示されるものは何かということです。よくわかっていないのかもしれませんが、検定本を使う場合には、その学校で選んでいる検定本ということですよ。そうすると特別支援学級のための教科用図書を国立市で昨年選んだ国語とは違う検定本を選ぶことはないということですか、あるいはそれもあり得るのでしょうか。

まず、そのことの確認と、先生方が選ぶために、あるいは保護者の方たちがどういうところから選ばれるかを確認するために、東京都立多摩図書館に展示されている国立市特別支援学級教科用図書の見本本というものはどういうものなのでしょうかというのが質問です。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 毎年の採択ですので、その年々の子どもたちの状況に応じた教科書採択ということになります。ですので、昨年採択された国語の教科書とは違うものが採択されることもあり得ます。また、中学校につきましても通常の学級で用いている教科書ではない、それに準ずるようなしょうがい特性に応じた書籍が都のほうから見本本として指定されているものがありますので、それを閲覧しに行き、その中で個に応じた、学級の子どもに応じたものを、この調査委員の者が検討してくるというような流れになっております。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 今、そのような質問をしたのは、採択要項の3番の(1)に、小学校及び中学校の検定教科書を使用する場合は国立市公立小・中学校で使用されている採択された教科書と同一のものを使用するとあるので、毎年これをかえてはいけないのではないかと思ったからなのですが、今の説明では、子どもたちのニーズに合わせて選び直してもいいのだと理解できました。ここはどのように理解したらいいのでしょうか。

○【佐藤委員長】 検定教科書については採択したものでということでしたね。

○【渡辺学校指導課長】 そうです。言葉が足りませんでした。

○【佐藤委員長】 もう一度確認を。では、渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 検定対象になっている教科書については同種のもので。そのほかに多くはしょうがい特性に応じた教科書に準ずるような図書が大多数になりますが、かなり量が用意されていますので、それは毎年選択、採択していくということです。

○【中村委員】 はい。わかりました。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 特別支援学級の教科用図書につきましては、先ほどお話がありましたように、子どもたちの状況や能力、それから適性にふさわしい内容のものを、またそこには当然系統性が加わるわけですが、そのあたりの配慮を含めまして、採択要項に沿って進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

皆さん、ご異議がないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 行政報告第5号、平成23年度国立市特別支援学級教科用図書採択についてを承認といたします。



○議題(8) その他報告事項 4)平成23年度教育委員会各課の事業計画について(教育庶務課、学校指導課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館)

○【佐藤委員長】 次に、その他報告事項に移ります。平成23年度教育委員会各課の事業計画について、教育庶務課、学校指導課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館の順でお願いいたします。初めに武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 それでは教育庶務課より、平成23年度主要施策及び課題についてご報告申し上げます。

まず初めに、主要事業の①でございますが、教育委員会の活動の自己点検・評価の実施です。こちらにつきましては、平成22年度の事業実施分で4年目となるものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表いたします。議会報告につきましては、9月議会に報告する予定で、現在、作業を進めているところでございます。

続きまして、小学校施設整備事業にかかわるものでございます。初めに中学校エアコン設置工事です。こちらは現在、小・中学校エアコン設置工事実施設計委託を発注しておりまして、6月中旬までに中学校3校分の設計を完了して、7月から発注事務を行い、所定の契約事務を経て、平成23年10月から平成24年3月までの工事を予定しているものでございます。

工事内容としましては、普通教室のほか、特別教室及び管理諸室にガスヒートポンプエアコンを設置してまいりたいと考えております。

次に第七小学校外壁塗装工事でございます。老朽化に伴う外壁の傷みが激しくなっていることから実施するものでございます。工事につきましては、夏休み期間中を予定しております。

最後に第一中学校校庭芝生化工事実設計委託でございます。こちらは緑化推進及び気温上昇の抑制を図るため、平成24年度に工事を予定しているもので、芝生整備場所につきましては校舎南側中庭約830平方メートルの芝生整備を実施してまいりたいと考えております。

今年度の課題としましては、平成23年度予算特別委員会及び最終本会議におきまして、平成23年度一般会計予算に対しまして追加要望として、平成23年度に小学校8校の設置工事の実施の附帯決議がされました。教育委員会としましては、この附帯決議を重くとらえ、工事实施に向けての課題解決に努めなければならないと考えております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などありましたらお願いします。

米田委員。

○【米田委員】 主要事業に関しての①と②で、特に新しいこととしては中学校のエアコンの設置工事、予定としては7月に発注して、23年度の10月から24年度の3月まで工事をするという、そういう予定をお話いただきました。そしてこの前、議会の附帯決議で、小学校の設置工事の実施が決議として出されたということで、そうすると実際に中学校の予定とほとんど同じ速度でやっていくという、そういったことが実際に可能なかどうなのかということで、その見通しをお聞かせください。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 ただいまご質問いただきました小学校のエアコン設置工事につきましては、今、お話ししました実施設計委託が小学校8校分の終了が12月の末ぐらいになる予定です。そうしますとそれを受けまして契約事務等行いますと、一番早くても3月の議会が終わった段階で工事に入るということに事務的にはなるかと思えます。そうしますと平成23年度におきましては、工事の着手というところまでが精いっぱいかなと考えております。先ほど課題ということでお話をいたしました、こういった工事日程等の簡略化等も含めまして、課題解決をしなければならないと考えております。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 そうしますともとの予定を少し前倒しにすると、小学校の場合は附帯決議を重く受けとめるというのはそういう内容になっている。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 そのとおりでございまして、今、お話ししました工事着手ということになるかと思いますが、今、8校の小学校の実施設計が終わるのが12月末という、最終の日がその予定としているのですが、例えば考え方としては小学校3校分が終わったら、まず発注をします。そういった発注方法も含めて、短縮できて、早目に着手ができればしていきたいという考え方を持っています。

ただ、附帯決議といいますが、今現在、小学校の工事の予算がついておりません。ですから、その工事の予算につきましても、財政当局との協議ということになるかと思えます。ただ、先ほど言いましたように、議会での附帯決議ですので、やはりかなり重い決議と考えておりますので、こちらの課題の実行ということですか、実施に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えています。

○【佐藤委員長】 今のお話ですと、例えば震災による機材や工事などへの影響はほとんどないと考えてよろしいのでしょうか。

武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 その辺のところ、正直なところ的確に、正確に情報ということが入ってきていません。ただ、各市の庶務課長との情報交換の中では、かなり機材については入りにくい部分もあるよという話は聞いております。ただ、どこの市においても的確に、ではどの部分が入ってこないとか、いつまでならどうなのかとかいう的確な情報はまだつかんでいないということです。

○【佐藤委員長】 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 もう1つ、新しい動きとして、一中の校庭の芝生化工事ということで、実際には24年度に工事に入るということなのですが、芝生は生き物ですから、植えただけでほっておいたら、も

う絶えてしまいますから、そういうことに関してのこのメンテナンスとか、そういうことに関しても教育委員事務局ではどういう方向性でやるという、そういう見通しはついているのでしょうか。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 こちらの校庭芝生化につきましては、東京都の補助を100%予定して行う事業でございます。その条件としまして、芝生を植えた後の維持管理については地域住民の方を取り込んだ形で組織をつくって、3年間維持していただくということが条件になっています。ですからその3年間のうちに枯れてしまったりとか、いろいろな問題が起こるかと思いますが、実際に他市の話を聞きますと、2年目において枯れてしまったとか、そういう話を実際に聞いております。そういった中で、地域住民の方たちを巻き込んで、いかに維持していくかということも校庭芝生化をするという目的の中に入っているのです。要するに地域住民のコミュニティづくりというのですか、そういったことも目的の中に入っているようです。

ですから、そういったことも含めて、第一中学校のほうではPTAの方を中心に組織づくりをしているというお話を伺っています。ただ、具体的にどういった方たちが組織を組んでいるかというのはこれからの、実施設計を組んでいく上での話になってきますので、その辺のところ、これから詳細がわかってくるかと思えます。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

米田委員。

○【米田委員】 今、ご説明いただいたところでいいますと、PTAの方が基本的には協力体制を組んで、芝生の保存とか、そういうことに関してはやったださる予定という、それはかなり学校側の割と積極的にPTAの方たちのご協力を仰ぐという、そういう方向性ということですね。この芝生化でやっぱり一番問題は、いかに保っていくかということで、単に芝刈りをするとかということではなくて、芝に関するかなり知識のある人も入っていると、何かすごくそういう点はうまくいっていて、近くにゴルフ場があるところはゴルフ場の芝生の管理をやっている方が相当協力して下さるとか、そういう話も聞いていますので、PTAの方が中心となるのでしょうかけれども、それを少しアドバイスするような方も含めて、体制を24年度までに整えていただくようお願いしたいと思えます。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 今、私のほうから差し上げたお話は、先ほど言いましたように東京都の補助を受ける条件として、地域住民の方を取り込んで、その維持管理をしていくということが条件になっていますというお話の中で、第一中学校のほうは私どもはこういう形で考えて、組織づくりをやっていきたいという強い決意を受けましたので、教育委員会事務局としましては第一中学校の芝生化、校庭芝生化に向けて東京都に申請をしたといういきさつです。

ですから、まだ学校側とは詳しい協議をしていません。先ほど言いましたように実施設計を委託する中で、組織のものの考え方とか、組織の方たちがどういった方たちが入るのかとか、そういったことがわかってくるのかなと考えております。

また、そういうことがわかった段階で、こちらのほうとしましても今、お話を伺いましたとおりのアドバイス等をしていきたいと思っております。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 地域住民のかかわりが東京都の補助の条件ということでしたけれども、こういうプランでやるという見通しで東京都が補助をくれるとしても、もしも枯れた場合にはどうなるのですか

というのが質問の1つです。

それから、ここで言われている、地域住民で維持する、コミュニティづくりという東京都のほうの意図と、自分の子どもが学校に行っているからPTAで芝生を維持するということとは、少し性格が違うように思うのですね。もちろんPTAの親たちは学区にいるわけですから地域の住民です。けれども、そこで言われている地域が、開かれた学校に地域の人たちが芝生もやりますというイメージと、学校のお手伝いという形で芝生の世話をPTAの方が入ってくるというのは、少し違うように思います。そういうことも含めて、学校の中でPTAの方たちも東京都の構想と自分たちの活動の仕方がどうなのかなどの検討を丁寧に進めていただきたいと思います。

○【佐藤委員長】 武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 先ほどから話していますが、東京都の補助の申請の段階で、学校の考え方、その地域住民という考え方ということで、当然PTAの方たちが中心になるだろうというお話なのですが、実際のところは多分その中で話が出ましたけれども、地域の自治会の方たちですか、そういう方たちも取り込んで当然維持に当たっていただきたいというお話ですので、1つの団体としては当然PTAというのが大きな核にはなるでしょうけれども、地域の自治会、各種団体の方たちも入っていただいて、より大きくとらえて地域ということを考えているかと思います。

また、先ほどから何回も繰り返しになって申しわけないのですが、これから実施設計をしていく中で、そういった団体、どういう団体がかかわってくるのかということが、こちらのほうに明らかになってくるかと思えます。その際にも今、言ったように芝生の専門家がいるのであれば、地域の住民の方に入っていただきたいということです。そういう働きかけをしていきたいと考えています。

○【佐藤委員長】 芝生化につきましては、多摩地域の他市でも補助の申請をして市内全校で進めているところもあると聞きました。いろいろなご苦労があることは承知の上で、やはり子どもたちの教育環境に緑があるといいのではないかと、また、芝生の上を走らせたいなどいろいろな思いの中で自主的に名乗りを上げていただいたわけで、芝生化を進めていこうという思いは大変ありがたいと思います。PTA、また地域の方々が学校とよく連携をとっていくと思いますけれども、またその後ぜひ注目をして、もし効果というか、検証効果があらわれるのであれば、ぜひ市としても予算を含めて検討する価値はあるのかなと思っております。

そのほかはいかがでしょうか。

ないようでしたら、幾つか意見と質問があります。エアコン設置につきましては昨年度半ばに各課の施策について進捗状況の報告の折に、耐震化が終了した時点で、学校教育環境の向上に向けた事業整備の予算を獲得したいという教育庶務課長のお話があったと思います。それを受けて、今後、さまざまな課題があるかもしれないけれども、予算がついて実施計画が始まるということは非常に大きな前進であると思います。

エアコン設置以外にも、毎年各校のPTAから施設面だけでもいろいろな要望が届きます。それにつきましては事務局で1校1校丁寧に対応していただいておりますけれども、現実には財政も厳しい中で、なかなか要望にこたえられない現実があると思います。厳しい現状ではあるけれども、やはり保護者、あるいは学校の不安要素を1つずつでも解消、改善するという意味で、これまで以上にとにかく話を聞いて、あとは状況をよく見ていただいて、一つ一つ改善を着実に進めていただきたいことをお願いします。

質問が2つあるのですが、1つは震災の関係です。建物本体の耐震化は終わったということで、非

常に皆さんに喜んでいただいています。最近、建物本体に限らず、外壁や天井、それからガラス窓、壁といった非構造部材の耐震化が問題視されています。これは建物本体の耐震化にどうしても目が行くのと、なかなか非構造部材の安全チェックが難しいということが言われていますので、その対応についてと現状をお伺いしたいと思います。

もう1つは、先ほど陳情のところ、教員あるいは副校長の多忙化という話が出ました。ちょうど1年ぐらい前だと思うのですが、学校施設設備の使用について、学校からしっかり報告書を教育委員会に出してもらうことについて検討したことがありました。それは副校長の多忙化を解消するという側面から、その必要についていかなものかと、意見が分かれたかと思います。そこで、この1年実際に報告書の量がどのくらいであるのか、その事務量であるとか、またその報告から見えてくる問題があったのか、あるいはその報告を通して施設利用で見えてくる課題があるのかといったこと、その現状をお知らせいただきたいと思います。その2点をお願いします。

武川教育庶務課長。

○【武川教育庶務課長】 今、委員長からお話がありました耐震化についてですけれども、耐震化につきまして具体的に終了した、終わったと言っているのは大きく分けますと躯体の部分になります。建物本体の耐震工事が終わって、平成22年度11校全部学校施設が終わったということで報告を差し上げています。そして非構造部材のほうの耐震化につきましては、平成18年度の三小の体育館以降、三小の屋内運動場の耐震化につきましては、その非構造部材の耐震化ということがメニューに上がりまして、その後の体育館については耐震化が済んでいるところでございます。ただし校舎等につきましては進んでいないのが実態でございます。国立市の状況については四小から工事を始めていったわけですが、過去から1校ずつ進めた中で、始めたときは耐震工事といいますがブレースを入れた部分の教室のみの耐震化の予算が認められると、ほかの部分については一切補助金の対象となっておらなかったものですから、本当に限定された部分の工事を行っていたわけです。

そういったことで今、言いました平成18年以降の耐震工事については終わっているところですが、校舎についてはほとんど手がついていないということが状況になっています。

実施計画におきましては、平成27年度から改めて学校の大規模改造を行うという実施計画に今のところなっております。そういった中で、校舎全体の話になりますので、平成27年度からこちらの構造物ですか、そちらの耐震化を行うということで話を進めております。ただし今回東日本大震災が起きましたので、かなり子どもたちの安全ということに対しては配慮していかなければならないということがありますので、実施計画についてはローリングをするということが前提となっておりますので、また新たにそういう課題が重要ととらえて、財政当局と当たってみたいと思っています。

それから2点目の施設設備の使用につきましては、今、各学校から学期ごとに終わった後1カ月ぐらいの範囲で各学校から報告書を上げていただいています。そのときの議論にもありましたけれども、副校長先生がかなりお忙しいということなので、書式については特に決めません。学校で今、使用しているものを使って、コピーを送ってくださいということで、かなりの量になるところもあります。ただ、その報告をいただいて、教育庶務課の庶務係のほうでその実態を集計しています。例えば何の部屋が何回とか、そういったことを事細かく集計をして、教育長決裁、今は職務代行者になっていきますので、職務代行者決裁をとってつづいてあるところです。

後ほどもしお時間があれば、どのような形で集計をしているかということをお見せしたいと思いますので、ごらんになっていただければと思いますが、やはり学校におきましては議論の中でもありま

したが、20年間ぐらいですか、その事務は規定にあったのだけれども実態がともなっていなかったと。要するに学校の身近な団体にお貸しをしているということがあったので、事務を行っていなかったのですが、いろいろ議論の中で規定に決められていることについてはしっかりやっていただかないとということがありましたので、校長会、副校長会に諮る中で、事務をとり行ったということがございます。

校長、副校長先生の事務がその内容でどのくらいふえたかというのは、報告書が上がってくるといふことでふえているという言い方ができるかと思いますが、逆にいえば今までやっていなかったのがおかしいので、それはプラスマイナスゼロなんだろうと、やっていなかった部分がふえたということと、とんとんなんだろうという考え方もあるかと思いますが、長年やっていなかったものですから、副校長先生としては実態は聞いていませんが、実務としてはふえたのだらうということが言えるかと思えます。それとあわせまして、教育委員会の教育庶務課庶務係の事務もそれに伴って今、教育長決裁を起こすということで、各11校の報告書を受けて、その集計作業ということでは事務がふえたということはあるかと思えます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。校舎は子どもたちが長時間生活をする大切な場所ですので、ぜひ速やかに対策を講じる必要があると思います。また、今の報告書に関してですけれども、多忙化を解消するというのはまずできることから取り組むということも大切な視点だと思います。報告書の必要性も含めて、今後また改めて話し合いができればと思っておりますので、よろしく願います。

それからもう1つ、すみません。教育委員会活動の点検・評価報告書につきましては、前回評価指標や表記についていろいろな意見が出ました。ですので、今回も概略がまとまった時点で、少し早い段階で余裕を持って教育委員に示していただければありがたいと思いますのでよろしく願います。ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、学校指導課に移ります。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 平成23年度の学校指導課の主要施策及び課題についてご報告いたします。資料、かなりありますので、昨年度との変更点を中心にご報告いたします。

まず資料にあります最初の3行につきましては、引き続き学力や豊かな心の基盤となる体力の向上を図るとともに、みずから問題解決する力などの「生きる力」の育成を目指していくことをお示ししてございます。

1の教育内容の質的向上(1)についてです。東日本大震災の被災からの復興に向けて行われていますさまざまな取り組みから、生きる力として人を思いやる心、人と人とのつながり、心の結びつき大切さを社会全体で見直している状況を踏まえまして、学校教育においても将来に希望と夢を持ち、生命尊重、集団の一員として互いに支え合う心を育てる取り組みを重点的に進めてまいろうというふうに考えています。

(2)の特別支援教育、教育相談等の充実につきましては2点。1点目は各校の特別支援教育体制の整備充実について、校内委員会を中心として児童・生徒の状況に応じた支援をきめ細かく進めてまいります。2点目としまして、適応指導教室運営連絡協議会の協議体制、内容を具体化してまいります。中学校3校の校長と担当者が適応指導教室に集まり、対策協議を実施したり、当該の担任が指導

教室を訪問するなど、個に応じたサポートの体制を整えてまいります。

(3) 教員研修についてです。1枚めくっていただきます。小学校は新しい学習指導要領のもと、新しい教科書による授業の実施になりますので、新しい授業スタイルを求めていかなければなりません。また中学校については移行期として、教員の授業実践力を向上させていくことが重要な共通テーマになっております。教職経験年数が10年未満の者が小学校では、これは平成22年のデータですけれども、約56%、中学校では約37%という現状にあります。学校の組織力が低下する危惧がある中、校長のリーダーシップのもとに主幹や研究主任の研究、研修実績のある教員が中核となって、教員が授業実践力を高める組織的な取り組みが大変重要な時代になっているということを学校指導課としては認識しております。本課として研修を充実させていくとともに、各学校における校内の研究、研修、日々の授業改善推進プランに基づく授業改善を進めてまいります。

大きな2番になりますが、教育環境の充実については特に(3)、3枚目になります。アの学習支援員に理科支援員授業を加えました。こちらは東京都の施策であります。理科授業の充実をねらいとして、小学校の5、6年生の理科の授業に各学級20時間ずつ理科支援員を配置してまいります。

同じく(5)では、学校図書館の蔵書のデータベース化を全小・中学校で進めてまいります。

最後に課題についてですが、3点ございます。まず第1点は、ここに四角囲みでお示したことは、もう当然のことなのですが、いつ起こるか予測できない震災時の児童・生徒の安全確保の体制整備についてです。毎月実施している避難訓練の見直しとともに、非常時の市教委と学校の連絡体制、校長の統率による組織的な速やかな集団避難体制を確立することです。第2は、先ほども触れましたように教職経験年数の浅い教員が急増している中での組織的な育成体制の整備です。校長、副校長、主幹などがこれまでに整えてきました学校組織を基盤として、児童・生徒のよりよい成長を図れる人材の育成が急務だというふうに考えていくことです。

以上です。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

米田委員。

○【米田委員】 今、学校指導課長から、ことし特に今までと違って力を入れている、いくというお話を中心に伺いました。今、特に先生方、10年未満の方が小学校では56%、中学校では37%、やはり相当この団塊の世代が交代して、若い先生がふえているということで見ると、この3番目の教員研修ということが非常に重要になり、先生方の授業力というものを高めるといって、そういったことが意識的に取り組むということが大事であろうというふうに思います。国立市では前の俣田学校指導課長のときから授業改善プランというのを実際に先生方一人一人に書いていただいて、そして改善点なども、どう書けば自分の授業にプラスになるかというようなことも、指導主事を中心にきめ細かい対応をしていただいたので、やはり個々の授業のそういう授業力というものが一番基本になるだろうと思いますので、その辺はまた継続してほしいというふうに思います。

ことしはそれ以外にも実践研でありますとか、校内研ありますとか、あと市の奨励校ということで、この奨励校に関して、ことしどこの学校かという決定がもうなされているのかどうか、おわかりになれば教えてください。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 小学校2校と中学校1校、既に昨年度のうちに調整をさせていただいています。一小、六小、二中です。研究テーマはまさに授業改善を中心とした今日的な課題にチャレンジ

していただく計画を今、立てていただいているところです。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 それともう1つ、教員研修の関係でいいますと、ことしは小学校新学習指導要領の実施、前もって少し始めているということはありませんけれども、教科書も25%ふえているということで、そして授業数はほとんど変わらないということから、やはりどういうことを中心に教えていくかということに関しては、かなり学校指導課のいわゆるリーダーシップというものが重要だろうというふうに思います。先生方の新学習指導要領への対応の自信というのが、ほとんど自信のない方が多いというふうにアンケートでも出ていましたので、厚い教科書と同じ時間で、どう子どもたちに定着させていくかということは、すぐにできることではなく、何年かかかってその形が見えてくるだろうと思いますので、その辺は指導主事を初め先生方に細かく対応していただきたいというふうに思います。

あと体験的などということ、中学校の宿泊行事の見直し、充実とありますが、これは具体的にもう決まっていることがあればご説明ください。

○【佐藤委員長】 では、担当の市川指導主事、お願いします。

○【市川指導主事】 中学校の体験宿泊につきましては、具体的には例えば二中で震災に関連して、岩手のほうに行っていたものですから、そこは少し厳しいという場所の変更というのがございます。また昨年度お話があったと思うのですが、スキー教室を取りやめて、農村に行って体験活動をするといったような、内容の見直しです。つまり場所や内容について、ずっと継続していったいい場合と、その時代時代、また児童の実態、保護者の願い等を踏まえて変更していく場合があるということで、このような記述になっているところです。

以上です。

○【米田委員】 はい。ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ほかにはいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 きょうは特別支援教育についての要望書も後で議論されると思いますけれども、この(2)で特別支援教育、教育相談等の充実ということが課題になっています。そこでスマイリースタッフの効果的な活用ということで、研修の充実、それから校内委員会の充実と特別支援教育コーディネーターの育成ということが書かれていますが、具体的にはどのような研修の充実、昨年と比べてどのような方法が考えられているのでしょうか。それから校内委員会というのは各学校にあって、特別支援教育を必要とする生徒と、学校におけるいろいろなスタッフとの調整をするようなものなのか。それから特別支援教育コーディネーターというのは、各学校に行ってどういう役割を果たしているものなのかということについて、特にアについて少し詳しく教えていただけたらと思います。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 まず校内委員会についてです。各学校で設置をしていただくように今、なっております。校内の中でも発達しょうがい等に詳しい教員が東京都から支援を受けてコーディネーターという立場をとります。各学年や低、中、高等、あるいは中学校では各学年のブロックから校内委員というものが学年の中で選ばれてきて、組織をしております。定期的を開いて、各学級や学年で特別な支援を求めている児童・生徒についての情報を共有したり、支援のあり方について協議をしたりしております。そこに専門的なスクールカウンセラーが加わったり、市が派遣していますスマイ

リースタッフも参加して、学校全体でそういう当該の子どもたちが生き生きと学校生活を送れるようなサポート体制をつくっているところです。

またスマイリースタッフ、支援員の話がございましたが、今年度は各学校に1名、プラス3名の全部で14名を配置してございまして、年間5回の研修会を市教委主催で実施し、専門性を高めたり、あるいはケース会議を行うということで内容を充実させていく予定で今、やっております。

以上です。

○【佐藤委員長】 いかがでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 先ほど研究奨励校のお話も出ましたけれども、国立市教育委員会の研究奨励校、それから実践研の充実はもちろんですけれども、ぜひ都の教育研究員などさまざまな研修、研究の場を確保していただきたいと思います。先生方が育つ環境を整えるということにぜひご尽力いただきたいと思います。

それからもう1点、情報教育についてですけれども、先月も申し上げましたけれども、情報モラル教育が本当に大切な課題であるということは皆さん共通の認識だと思います。メディアリテラシーというのが、これまではマスメディアを読み解く力と言われてきました。最近では読み解くことに加えて使いこなす力と言われていています。これは情報を読み解いた上で、自分で判断をして、情報を周囲に正しく発信していく力と言われていています。そうした力を育てる必要があるということだと思います。また、この震災という非常時の中で、情報という存在がいかにか大きいか、光と影ではないですが、危うい部分も含めて、その存在に改めて注目が集まっています。

また、情報は人間同士の信頼によって成り立っているという話を聞きました。言いかえると人間関係、あるいは信頼関係を高めていくことが情報の精度を高めることにつながるという、そういう話でした。ぜひ子どもたちに家庭はもちろん学校で情報教育を進めるとともに、信頼関係、あるいは人間関係を高めていくということにもぜひ力を注いでいただきたいということが願いです。

ほかにありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

米田委員

○【米田委員】 先ほど学校教育で新しい展開として、教育環境の充実の中に学習支援の充実ということで、理科支援員事業というのをことしから5、6年生にということなのですが、これは具体的に何名ぐらいの方が、どういうことを支援して下さるのかということに関して、そういう方をどう手当てするかということも含めて、お話しいただければと思います。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 各学級に配置をするということですので、学校の学級規模によって何名ほど配置できるかが決まってきます。今、課として学校に提案しているのは2名程度配置をして、時間割の中にうまく組み込めるように工夫していただけないかということで、校長会で調整をいただいているところです。

理科の主に実験や観察等、支援員がいることで、より子どもたちの科学的な物の見方や考え方が深まるであろうと思われる単元に絞って支援員を配置していけるような年間指導計画を作成していただくこともあわせてお願いしています。

問題は人材でして、なかなか今のようなねらいを達成するような人材をどのように確保するかということについては、課の悩みでもありますし、また学校がいろいろ探して、推薦をした者を課が承認

していくというような形がよろしいのか、今、校長会と相談をして進めているところです。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 実験と観察は、一番大事ですね。観察は今の理科の先生でもある程度できます。観察もすごく大事なのですが、実験です。特別な大学の先生がボランティアとして来るのですか。

○【渡辺学校指導課長】 理想は非常に科学等に造詣の深い方が理想なのですが、なかなか謝礼の問題ですとか条件も意外とございまして、多くは他市でやられている状況ですと、理系の大学を出た教員志望の高校、中学の理科の免許を持っている者が小学校の理科の授業に入るということでも大分変わるというふうには思っていますが、集まるかどうかというところでございます。

○【嵐山委員】 大変ですね。頑張ってください。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、生涯学習課に移ります。

小林生涯学習課長、お願いいたします。

○【小林生涯学習課長】 それでは生涯学習課の平成23年度の主要施策についてご説明いたします。

説明に当たりまして、申しわけありませんが、2カ所ほどちょっと加筆をお願いしたいと思います。申しわけありません。1行目、社会教育担当係の前に数字の1を、それからその2行下の社会教育委員の諮問事項の括弧の中、「生涯学習計画策定に」の後に「向けた」の加筆をお願いしたいと思います。申しわけありません。

それでは、社会教育担当係についてからご説明をさせていただきます。まず(1)社会教育関係事業の①第18期社会教育委員の会の答申は、2年かけて審議を進めていただいたところですが、本日4月26日付で教育委員会あてに答申をしたところです。内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

その下の第19期社会教育委員の委嘱についてですが、こちらのほうも人事案件ですので、後ほど秘密会において、議案第11号において審議をしていただく予定になっています。

次に(2)文化財関係事業でございます。①から⑦につきましては例年実施しているものでございます。今年度新規ということで、⑧に書かせていただきました本田家所蔵資料悉皆調査事業が新たな事業になります。こちらはかけがいのない次代に引き継ぐべき文化遺産、歴史財産として江戸時代から名主や村医者を務められた本田家の住宅と、本田家薬医門を含む敷地は、国立市の登録史跡となっています。本田家住宅と本田家薬医門は、ともに民家史上重要な遺構であり、文化財として後世に保存する価値があるものとして、国の登録の有形文化財の申請をしているところです。さらに建造物とともに所蔵資料も含めて、東京都の有形文化財の指定を受けるため、本田家所蔵資料の調査を行うというものです。

続きまして(3)芸術小ホール関係事業でございます。①、こちらは備品購入でございますが、これは音響機器の購入を予定しています。

次に(4)郷土文化館関係事業でございますが、こちらにつきましては先ほど財団の事務局長から説明があったとおりでございますので、③の建物外部改修工事についてです。こちらは施設の一部雨漏りがあるところがありまして、少し壁づたいに水が落ちまして、床が少し盛り上がりまして、扉の開閉に少し支障が出ている場所が出ています。そのところも含めた形での改修工事でございます。

次にページをめくっていただきまして2ページに入ります。次に2、社会体育担当に入ります。

(1) 東京都市町村総合体育大会でございます。こちらは平成24年度国立市が当大会の主幹事市として、大会実施に向けて国立市体育協会と各連盟と準備を進めている段階でございます。今年度につきましては、各市が担当する種目を調整して、決定していく予定でございます。また今年度開催地への視察を予定しています。

続きまして(2)へ行きます。国民体育大会についてご説明いたします。今後予定としましては第2回実行委員会を7月に予定しております。ここで市長、市議がかわったことによりまして、市長は今大会の実行委員長を務めることになっておりますので、新たな市長を含めて市議の方にもご説明した中で、こちらの実行委員会に参加をしていただきたいと思いますと思っています。

本大会、それから1年前のリハーサル大会、おのおの今年度開催地の視察を予定しています。総合体育館につきましては、ウェイトリフティング競技に対応するため床の改修工事を6月から8月にかけて予定しております。

それから隣の芸術小ホールにつきましては、同じくウェイトリフティング競技に対応するため、床の仮設補強工事の実施設計を現在、始めたところでございます。

以下、学校開放事業、社会体育事業、放課後子ども教室担当につきましては、例年実施しているものでございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などありますか。

米田委員。

○【米田委員】 生涯学習課の担当というと非常に広範にわたってしまっていて、社会教育関係の事業でありますとか、文化財の事業とか、あと国体もそろそろ迫ってきたし、成人式も担当するというところで、大変気苦勞の多い部署だというふうに思います。

今、ご説明していただいた中で、文化財関係事業ということで、8番目の本田家の所蔵資料悉皆調査事業というのをことしからスタートさせるというお話でしたが、一応本田家の資料の調査、どのくらい時間をかけるかとか、何人ぐらいが担当するかとか、最終的にどういう形でこれを完成させていくかというようなことで、例えばいわゆる全部積文について、それを出版するとか、そういうようなことまで見通してことしからスタートということなのでしょう。

○【佐藤委員長】 小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 本田家の調査につきましては1名で最初お話をしていたのですが、それだと3年かかってしまったということがありましたので、3名を配置して、ことし1年間かけて調査を実施していく予定であります。その後の資料のまとめ方につきましては、今、資料がないのでお答えできません。申しわけありません。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 その3名の方というのは、どういう方に依頼をなさるのかということがわかっているとお教えください。

○【佐藤委員長】 小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 文化財とかやはり学芸員とかをなさっていた方、そういった方を公募で募集をして、面接をして3名の方をお願いしているところです。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 本田家は甲州街道から細い道へ入った角のところにある家ですね。もう20年ぐらい

前になりますか、家を壊すということで公開するというので見にいきました。土地が残っていますけれど、一部壊してしまっていて、いつもそこを歩いて家に帰るので、どうなるのかと心配です。貴重な谷保、国立市の文化財であり、価値があるところなので、きちんと対応するように要望いたします。

○【佐藤委員長】 小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 薬医門というのもありますし、私のほうも何度か前は通ってはいるのですが、申しわけないのですが、まだ敷地には入っていないのですが、委員からのご要望もありましたので、しっかりと資料を整理した中で活用していきたいと思っています。

○【佐藤委員長】 よろしく願いいたします。1点お話しします。この後、社会教育委員の会からの答申についても報告をいただきますけれども、教育基本法の改正によって生涯学習に新たな役割が求められています。答申の中でも、大人自身の地域の一人としての自覚や責任感、それから行政とともに課題解決へ協働していくということの必要性に触れていただきました。そうしたことを含めて考えますと、社会教育関係事業の②に出前講座「わくわく塾くにたち」とありますが、前も申し上げましたが、この「わくわく塾くにたち」の目指すところは非常にすぐれたものがあるのではないかと思います。講座を受けた方が、この地域に何ができるかを考え、学んだことを地域社会に還元していく方向性というものを、改めて確認していただいて、ぜひさらなる充実を目指していろいろな面で検討していただきたいということを要望したいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、給食センターに移ります。

村山給食センター所長、お願いします。

○【村山給食センター所長】 それでは給食センターにおけます平成23年度主要施策及び課題についてご説明させていただきます。

資料上段でございますように、給食事業につきましてはこれまでも安全でおいしい給食の提供ということで、ほかの課に比べまして目新しいところというのはなかなか出てまいらないというようなところがございますが、主要施策といたしましては、ここがございます3点を挙げさせていただきます。まずは①の給食の充実でございますけれども、適切な栄養の摂取による健康の保持増進、旬の素材の使用によります季節を感じる給食ですとか、米飯給食の提供に努めてまいります。また現在、残菜の集計等の調査を行っておりますので、残菜自体につきましては献立全体のバランスや気候的なものにも影響されますが、ある一定の傾向が見取れるということはございますので、その結果を踏まえた中での児童及び生徒の喜ぶ給食の提供ですとか、また一方、苦手な食材を克服するような給食の提供についても努めてまいりたいと考えております。

次に②の良好、安全な食材の調達でございます。生鮮食品につきましては、基本的に国内生産のもので産地が明らかなものを使用、果物につきましても国内生産のもので減農薬のものを使用、加工食品に等につきましては食品添加物や遺伝子組み換え食品の使用を極力抑えたものでございまして、材料の配合割合などが明らかなものを条件として調達してまいります。

また、新鮮で生産者の顔が見え、市内の産業に対する理解も深められるという食育の部分の観点からも、地場野菜の取り入れを今後も推進してまいります。

最後に、納入物資の検査の実施ということで、毎月納入します物資のうち10品目につきまして、主

に食中毒の関係でございますが、独自の検査をしているということを引き続き努めてまいります。

③の食物アレルギーの対応でございますけれども、センター方式の調理でございますので、残念ながら一人一人に対しましてその細かな対応ができないということがございます。現状、献立内容の詳細資料や食材の成分関係の資料を個々に関係する保護者の方々に情報提供をしておりますので、引き続きその対応を図ってまいります。

④の衛生管理の徹底につきましては、衛生講習会の実施や職員の細菌検査の実施、さらに学校給食法に基づきます学校給食衛生管理基準の遵守ということを挙げさせていただいております。

大きな2番目といたしまして、食育の推進を掲げさせていただいております。小学校におきましては旬の野菜の説明や、きょうの献立は赤飯にした理由があるのですよとか、そういうような形の補足ですとか、食を通じての健康の増進など、さまざまな内容の献立メモというものを毎日送付しております。学校によりましては校内放送や教室内での掲示等に活用されているという形で聞いてございますので、今後も引き続き情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

また残菜の活用につきましては、残菜を調べることで、食の大切さを知ったり、残菜を残さないように食べる工夫などの取り組みにもつながってくるのではないかと考えておりますので、残菜の活用ということを1つの項目として挙げさせていただいております。

なお残菜につきましては、リサイクルの一環で堆肥として循環してございます。学校の花壇や地場野菜の供給に協力していただいております農家の方々に配ったりなどの対応もしているところでございます。

3番目の円滑な運営管理の実施でございます。まことに申しわけございません。①、②、②、③という形で間違えてしまいましたので、①、②、③、④にご訂正をお願いしたいと思います。まことに申しわけございません。

まず給食費徴収事務でございます。当然ながら給食費につきましては、すべて食材の購入費という形で充当してございます。ですから、事業を運営する際にはとても重要な部分を占めますので、この徴収につきましては適切に行っていきたいと考えております。また②の各種委員会の運営につきましては、国立市立学校給食センター運営審議会、学校給食用物資納入登録業者選定委員会、学校給食献立作成委員会、給食主任会という4つの専門的な会議を開催しながら事業の運営に努めておりますので、引き続きこの運営に当たってまいります。

③の安全管理の徹底につきましては、調理場内等におけます安全管理の徹底に努め、④の施設設備の維持、改善に努めるとともに、耐震診断を本年度実施する予定でございます。

最後に課題でございますが、未納給食費の徴収ということで、なるべく100%の徴収を目指すことと、施設改修の検討ということで、小学校の給食を調理しております第1給食センターにつきましては、昭和43年開所、中学校の給食を調理しております第2給食センターは昭和51年開所ということで、かなり長い年月が経年してございます。これまでも施設の改修につきましてはさまざまな検討がされてきた経過がございますけれども、現状におきましては改修という大きな方向が示されるところでございます。ただ、本年度実施いたします耐震診断の状況によっては、今後この辺の改修の方向が大きく変わってくるのかということがございますので、その辺を含めまして課題という形で整理をさせていただきます。

説明につきましては、以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 食物アレルギーへの対応で、「献立内容の詳細資料や食材の成分関係資料の提供」ということで、私も子どもが2人とも食物アレルギーでしたので随分助けていただきました。多分10年前ぐらいだと思いますが、牛乳の給食費を後から返していただきました。今、大学4年生の子どもが中学3年になった年に初めてそのような対応をしていただきまして、年度末に返して下さるようになりました。このことは今でも続けていらっしゃるのかどうか。そうでしたら食物アレルギーへの対応として給食費にもきちんと配慮しているということは書いてもいいのではないかと思います。

それから検査の実施ということで、10品目について食中毒のことを検査していらっしゃいますが、やはり親としては福島第1原発のこともありますから、放射線の汚染についてはどうなのか。国立市自身で行わないにしても、東京都学校給食会などで検査をしたものが来るのかどうか、あるいは市場に出回っているものは安全なはずなのだという前提でやるのかということについて、教えていただきたいと思います。

○【佐藤委員長】 村山給食センター所長。

○【村山給食センター所長】 2点いただきました。まず前段の牛乳の関係でございますけれども、現在も給食費に関する規則の中で、牛乳によって起こるとされるアレルギーの児童・生徒につきましては、手続きをしていただいた中で給食費を返還してございます。

2点目の今、言われた放射能の関係でございます。昨今プレスなどの情報などいろいろ騒がれているところでございますけれども、ご存じのとおり国におきましては食品中の放射能物質につきましては原子力安全委員会によりまして示された指針を、食品衛生法に基づきます基準という形で、それを引き受けたような形になっております。ですから、その基準値を超えるような食材が出た場合につきましては、当然出荷が制限されるということがございますので、現在、私どものほうにつきましてはその出荷制限がされていないものにつきましては、安全だという形で判断しております。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【村山給食センター所長】 申しわけありません。補足です。よろしいでしょうか。検査の関係でございますけれども、当然ながらその中で要は福島を中心にした近県ですとか、東京都におきましても当時から自主的に放射能の検査を行っている経過がございます。さらに先ほどお話ししました基準値を超えた農作物が出た場合につきましては、厚生労働省のほうから検査を条件として指定されておりますので、現在、東京都も指定されております。随時私どもも国の食品衛生法の考えを1つと、あとはやはり各県で出されているそれらの検査数値を毎日私どもも確認しているような状況で、情報収集に努めているところでございます。そのような形で近県等、東京都においても農業施策のほうで検査も実施しておりますし、東京都全体の中で幾つか課がございますのですが、そういうような形の情報を情報収集しながら、今後も安全に努めていきたいという形で考えてございます。失礼しました。以上です。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 一番関心があることなので、そのことも少し入れておくといいですね。国立市の給食センターがガイガーカウンターを使っているという嫌味なまちだと思われるでしょう。ただし、さらにもっと原発の被害が広がってきたなら、すばやい対応が必要ですからガイガーカウンターを用意

しておいたほうがいいかもしれませんけれど。

今のご説明、牛乳の話とかをここに具体的に入れておくと、よりなさっていることがはっきり伝わるという気がいたします。

○【村山給食センター所長】 はい。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 今のお話の中で、円滑な運営管理の実施という点に関して、少しお願いしたいのですが、給食費の徴収事務というのは、もう歴代の給食センター所長は非常に苦勞なさるところでもあります。過去にさかのぼって納めていただくとかいうことになる、いろいろな工夫、ご苦勞があると思います。その点もまた頑張っ、なるべく徴収率を上げていただきたいというふうに思います。

それともう1つ、ここで3番目の安全管理の徹底ということで、これはセンターの職場ということの安全管理ということだと思っておりますが、その点に関してもこのセンターの場合にはいろいろな立場の人が働いている職場ということ、大変人間関係が非常に微妙なところでもあるという特徴がありますので、そういう職場の環境ということも非常に気をつけて管理というか、見ていただきたいなというふうに思います。

○【佐藤委員長】 原発事故の影響につきましては、先月もお話が出ました。一時基準値を超えた食材が流通しているかもしれないということで、各家庭でも頭を悩ませたことと思います。そうした際には、正しい知識と正しい情報伝達、それから正しい判断が大切であると思います。国内では食の安全規制もあります。前所長からもお話がありましたけれども、国の判断、それから県の判断を参考に対処していきたいということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。また、冷静かつ適切な対処とともに、必要があればですけれども、情報提供もあり得るかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

では、次に公民館に移ります。

石田公民館長、お願ひします。

○【石田公民館長】 それでは平成23年度国立市公民館の主要施策と課題につきましてご説明させていただきます。

公民館では、市民の実生活に合った教育、文化に関する定期講座、講演会、レクリエーションなどの事業を実施することで、市民の教養向上、それから健康増進などを図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としております。市民が自発的にみずから学習を通じて、地域における人と人とのつながりを大切に、学びのためのそれぞれの場を提供しているところでございます。主催事業などにつきましてはそれぞれ講座名が違うのですが、基本的には経常事業でございますので、5つの事業に大別したところです。

資料をごらんください。最初に公民館の運営審議会運営事業です。第28期の公民館運営審議会が平成22年11月に発足しました。毎月会議を開催し、公民館の事業について調査や審議を行っているところでございます。平成23年の9月末までに公民館の図書室の管理運営についてを、諮問しているところですので、今後協議を行い、答申される予定となっております。

2つ目、主催学習事業・会場提供事業でございます。平成23年度の公民館の主催事業につきましては、昨年度に引き続き7分野33事業を中心に実施いたします。公民館の主たる事業でもございます。だれでも自由に公民館を利用できる環境を整え、団体、グループに会場の施設や備品の貸し出しなども行っております。また公民館の利用が不便な地域にも出向いて事業を実施していくことを考えてお

ります。

それから3つ目の事業です。広報発行事業です。公民館の発行している広報誌『公民館だより』は昭和31年6月の第1号から、平成23年の4月までで614号と今なっております。内容は全戸配布でございますのでご承知だとは思っておりますけれども、主催事業の報告、講座紹介、参加者感想など掲載し、単なる情報の提供だけでなく、広報の編集が学習の素材として活用できるように、市民参加の委員による編集研究委員会、これ毎月開催しておりますし、読者の投稿ですとか写真を掲載しまして、親しみやすい紙面づくりに努めているところでございます。

4つ目、公民館図書室運営事業でございます。図書室は2万3,000冊ほどの蔵書がございます。文教地区指定に尽力された土曜会という団体から寄贈された図書がもとになっておりまして、現在でも人文科学、社会科学を中心とした図書を多く蔵することも特徴になっております。今後も図書館とは異なり、一過性でない独自の図書構成を維持しながら、公立の図書館と連携をいたしまして、貸し出し事業、予約なども行って、市民の読書要求にこたえていきたいと考えております。

また5月号からですが、『図書室月報』の職員による庁内印刷を行います。今まで外部委託を出していたところですが、監査での指摘、それから決算特別委員会などのご意見などもございましたので、変更していくところです。今後定期発行のための取り組み、まだ、手探り状態で職員がレイアウト等固めておりますので、こういった取り組み体制を確立してまいりたいと思っております。

5つ目、施設維持管理事業です。公民館は昭和54年に開所されて既に31年が経過しております。施設や設備の老朽化も見られております。昨年度はタイルのはく落による工事を全館内部タイルの工事を行ったところです。今年度は国立市の耐震改修促進計画によりまして、建物の耐震診断調査を行います。今後も市民の公民館活動に支障が生じないように、施設の維持管理に努めてまいります。

最後になります。平成23年度の課題でございます。既に事務事業の中でもお話ししておりますけれども、1、公民館運営審議会において、公民館図書室の管理運営についての答申を協議するというところ。それから2、『図書室月報』の庁内印刷の体制を確立する。3、耐震診断調査を行いまして、市民の利用に支障が生じないように建設課と協議してまいりますというところでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

米田委員。

○【米田委員】 今、館長のほうから主要事務事業への取り組み、課題などをお話いただきました。後ほど社会教育委員の会の答申にもありますように、国立における社会教育というのは国立市では、公民館の活動というものが大変大きな中心を担っているというふうに思います。そして主催学習事業を継続して続けていただいて、憲法、人権学習、平和学習ということに関しての取り組みというものを継続しているということは、非常に国立市にとって誇るべき事業だろうというふうに思っております。

今回、いわゆる要望書として教育、公民館の人事の交代ですね。それに関して、とにかく今まで献身的に自分たちの行動を、活動を支えてくれた人たちを何とか動かさないでもらいたいという、そういう要望書が、人事に関することですからなかなか難しいと思いますけれども、こういう形で要望書が出ているということは、それだけ公民館の職員の単なる一行政マンというだけではなく、社会教育に対するいろいろな経験、熱い思い、そして市民の方々との交流を大事にするというようなことも大

変重要だと思います。その人事の変更ということはなかなか難しいかと思いますが、そういう形で、では次の人が来たときに、前の方がやっていたことを継承して、今までの市民との関係を担保すると、そういうようなことに関しての方向性とかいうものをもし考えていらっしゃるようでしたら、お話しください。

○【佐藤委員長】 石田公民館長。

○【石田公民館長】 公民館における人事に関しましては、公民館の事業が社会教育に関する専門性があるということ、また社会教育主事という有資格者がいる場合には、よりの確な指導ができるという考えがございます。かといって一般の行政の人事からちょっと外れた形でできるのかということが、そこが非常に難しいところでもございます。大量退職によって、団塊の世代の退職によって非常に人員等も新規採用の職員もふえている中で、教育委員会だけの人事、要望書の中でありまして、そういうところができるのかということなども非常に難しいところでもございます。ただ、最近入ってくる職員に関しては、非常に優秀な者も多いと聞いています。私どもは人事に際しまして、異動があった場合には新人職員の研修はしっかりとしていくということ、継続して机上でない事業の展開、市民とともに協働、市民と一緒に事業をつくっていくというようなことも含めて、しっかりと教育してまいりたいと考えております。

○【米田委員】 よろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○【中村委員】 次の図書館ともかかわると思うのですが、やはり公民館における社会教育主事、図書館における司書、郷土文化館における学芸員、そういう方たちの専門性というのは、市役所の各課の一般の職員の方たちとは区別をして考えてよいのではないかと私は思っています。公民館に入らなかつつとやめるまで公民館ということではないにしても、その方たちが市役所で働いて、またその経験を生かして公民館に戻るとか、図書館はただ司書という資格を持っているだけではなくて、やはり現場で培われた専門性というのはあると思います。

私は大学に勤めていますけれども、教務課や学生課などに、大学図書館の職員で司書資格を持っている人が行ってしまうと、こちらはとても困ることがある。ですから、専門職ということについての観点は、市役所の人事においても重視してほしいと考えています。

○【佐藤委員長】 では、嵐山委員。

○【嵐山委員】 どういう人なのですか。要望書が出ているくらい、物すごくみんなに惜しまれていますよね。非常に活発な方、お幾つぐらい。女性の方ですか。

○【佐藤委員長】 職員個人の情報に関してのお話は難しいかと思いますが。

○【嵐山委員】 でも、企画を立てて、しっかりやっている人なのでしょう。

○【佐藤委員長】 そういう要望が出されていることを、今回初めて聞いたのですが。

○【嵐山委員】 一生懸命やっている人をおかしてしまうというのはもったいないという気がしますね。

○【佐藤委員長】 人事につきましては、教育委員会のみならず市役所全体で動きますので難しい部分もあるかと思いますが、要望があるということをしつかりと受けとめていただきたいと思っております。よろしいでしょうか

中村委員。

○【中村委員】 関連して、今のいろいろな雇用形態では、図書館ですつと働きたいと思うと、図書

館に人材を派遣する派遣会社に登録して図書館に勤めるとか、郷土文化館については学芸員の方が市役所のほうにはとりあえず回ってきていないと思うのですが、それは市役所の正規職員ではないから不安定な雇用形態で専門性が発揮できる。もし正規職員になってしまうと市役所のどこにでも回っていくという、そういう体系があると思います。どうしても図書館司書として働きたいという区や市の公務員や国家公務員になるよりは、派遣でないと、という状況があると思うのですね。ですから、専門性をどうやって育てていって、しかも不安定ではなく専門性を育てられる雇用の形態ということは、自治体としてはぜひ今後の課題として考えていただきたいと思っています。

○【佐藤委員長】 という要望がありました。公民館は社会教育、また生涯学習において極めて大きな役割を持っています。国立市公民館事業において、すぐれたところに加えて、生涯学習の場を望みながらまだ公民館に足を運ばれたことのない方、また情報を持っていない方もいらっしゃるかと思います。多くの方々にとって生涯学習の貴重な場となるようにさらにご尽力をお願いしたいと思います。では、お待たせいたしました。森永図書館長、お願いします。

○【森永図書館長】 それでは、平成23年度図書館の主要施策及び課題につきましてご説明させていただきます。

大きな1、平成23年度図書館主要施策でございます。こちらには6点掲載させていただいております。まず1点目が、図書館協議会運営事業です。現在、第18期の図書館協議会が進行しております。平成24年10月を目途に、図書館運営につきまして報告と提言を行うため、現在、引き続き協議会を開催している状況でございます。

2点目、資料貸出閲覧事業です。こちらが図書館の基本的な事業になります。市民の幅広い読書要求にこたえるための選書、蔵書構成に努めていくとともに、特色のある地域資料の収集を進めていきたいと考えております。

3点目が児童サービス事業です。国立市子ども読書活動推進計画、こちらが平成20年11月に策定されておりますので、この内容に基づいた事業を展開しているところでございます。（1）絵本リスト、「えほんをよんで！」の活用、あるいは（2）1歳6カ月児への保健センターでの読み聞かせ、（3）ヤングアダルトコーナーの設置で中央図書館、北市民プラザ図書館、東分室にコーナーを設置しております。こちらの充実を図っていききたいと考えております。

（4）図書館ホームページの中での「子どもホームページ」がありますので、こちらは引き続き内容の充実を図っていききたいと考えております。

4点目がしょうがいしゃサービス事業です。主に視覚しょうがいのある方に対しまして音訳資料や点訳資料作成、貸し出し、対面朗読などの支援を行っています。さらに音訳リクエストの資料ですが、こちらはデジタル図書のDAISY（デイジー）化に努めていききたいと考えております。さらに昨年度から始まりました宅配サービスです。こちらの本格実施ということで、今年度はさらにボランティアの方を公募いたしまして、体制の充実を図って進めていききたいと考えております。

5点目がボランティア事業です。図書館サービスを一層向上させるために多くの市民の方々のボランティア参加を得ております。現在、8つの分野でボランティア活動を継続実施いただいております。こちらのほうも追加募集をしながら、養成研修などを行って、活動の充実を図っていききたいと考えております。実際に本日、午後に社会福祉協議会からボランティアセンターの担当職員に来ていただきまして、ボランティア講座を開催しているところでございます。

6点目としまして企画・広報事業です。こちらは講演会、講座の企画のほか、各分室でのお楽しみ

会や工作教室などを企画、実施していきたいと考えておりますし、ホームページの活用、館報、「いんふおめーしょん」と名づけておりますけれども、こちらの館内印刷の発行をしていきたいと考えております。

大きな2点目が本年度の課題であります。1点目が職員体制の確保、対応力の向上ということで、ここ数年やはり長年実績のある職員の定年退職ということが現在でも続いております。そのような実績のある職員が抜けた場合、新しく入った職員で体制を組んでおりますけれども、職員全員の研修を行いまして、市民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

2点目が施設老朽化への対策です。中央図書館が昭和49年の開設で、37年経過しております。老朽化が出てきているということで、設備のふぐあいに対しましては各所の修繕を行って、維持管理に努めていきたいと考えております。

3点目が他機関との連携で、国分寺市、府中市との図書館相互利用、こちらを継続していくということと、残るもう1つの市ですが、立川市との相互利用協定に向けての協議を継続していきたいと考えております。さらに市内の大学、一橋大学や東京女子体育大学との連携を進めることができるよう、今後も協議を継続していきたいと考えております。

4点目が駅前図書館についてです。現在、国立駅周辺の整備計画が進んでいるところであります。その計画の中に図書館を設置していきたいということで、今後も具体的な検討を進めていきたいと考えております。

その下に新規事業を挙げさせていただきました。1点目が中央図書館新型空調設備工事業であります。こちらは東京都との共同事業という位置づけで、新しい空調システムを導入したものです。太陽熱を利用したものと、さらに吸湿剤を活用して除湿を中心としまして、温度調整をしていくということで、環境にやさしい先進的な空調システムの導入を進めていくということで、こちらは今年度事業、単年度で取り組む予定であります。全国に先駆けて、この環境負荷の少ない空調設備を導入していきたいという内容になっております。

さらに中央図書館の耐震診断事業です。こちら市市の施設の耐震性を診断するという中の一環であります。その結果によりましては、次年度以降維持管理についてまた検討を進めていくことになるかと考えております。

続きまして東分室の開館時間の延長です。こちらは既に4月1日から開館時間延長を試行として行っております。今までは午後2時から5時までの開館時間ですが、このうち週2日について午前10時から開館していくということで、実際には現在、金曜日と土曜日、この2日を午前10時から開館しておりますので、10時から5時までの開館ということで時間的には長くなっております。4週ほど実施してきておりますけれども、やはり金曜日の午前、あるいは土曜日の午前からあいているということで、近隣の主婦の方、あるいは平日会社勤めの方などの利用がふえてきているということがありまして、地域の方にとっても利便性が高まったということが言えるかと考えております。

最後に図書館図書の実業です。こちらは前年度の国の地域活性化交付金、いわゆる「住民生活に光をそそぐ交付金」というものがありまして、こちらを活用させていただくということであります。この交付金を23年度に繰り越しいたしまして使っていきます。主に南分室の図書の充実ということで考えておりまして、さらに書庫の公開に向けて、本棚を購入したり、表示板を整備したりというふうに使っていききたいと考えていまして、年内にこちらの準備作業を終えまして、できれば来年1月から日にちを限定した中での書庫の公開に持っていききたいと考えております。

今年度につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などありますか。

昨年度の課題であった宅配サービスが事業として本格実施となります。それから新規事業として東分室の開館時間の延長、また南分室書庫についても公開に向けた準備を行うとのことです。これにつきましては、以前から要望がかなり出ていると思います。分室の書庫は以前、図書館協会の方と見学させていただきましたけれども、かなりの本があって、見ているだけでわくわくするような空間でしたので、ぜひ実現できるといいと思います。よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは平成23年度教育委員会各課の事業計画については、これで終了します。兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 委員長。開会から大分時間がたちましたので、休憩をお願いしたいと思います。

○【佐藤委員長】 では、2回目の休憩をとりたいと思います。再開を6時20分といたします。

休 憩 午後6時15分

再 開 午後6時20分

○【佐藤委員長】 では、議事を再開したいと思います。



○議題(9) その他報告事項 5) 平成22年度卒業式、平成23年度入学式の実施報告について

○【佐藤委員長】 その他報告事項5、平成22年度卒業式、平成23年度入学式の実施報告についてに進みます。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 報告事項5、平成22年度卒業式、平成23年度入学式の実施報告を行います。

平成22年度卒業式並びに平成23年度入学式におきましては、小学校8校、中学校3校すべてにおきまして適正に実施されましたことをご報告いたします。

先ほど教育委員の皆様からお話をいただきましたように、参列した事務局の職員からも、大変整然とした中にも、子どもたちが生き生きと活躍するよい式であったという報告をいただいたところで。

以上です。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などお願いします。

先ほど感想等いただきましたので、次に移りたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議案第(10) その他報告事項 6) 平成23年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について

○【佐藤委員長】 その他報告事項6、平成23年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 平成23年度国立市立小・中学校の教育課程の受理についてご報告をいたします。

お手元にございます一番厚い冊子かと思います。大変量も多く、お読みいただくのも大変だったかというように思います。国立市立学校の管理運営に関する規則14条に従いまして、国立市立小・中学校長より、平成23年度の教育課程の届出があり、内容を検討した結果、教育委員会として適切であると判断し、受理したものであることを報告いたします。

主な特徴点を何点か申し上げます。まず1点目は、各学校が「生きる力」の育成を図るために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた教育課程を編成していること。

2点目、新学習指導要領の目指す内容の定着に向けて、十分な授業時間数が確保されていること。

3点目です。授業改善推進プラン、週ごとの指導計画の充実等を通して、授業改善を図ろうとしていること。

4点目、道徳の時間について、生命尊重を視点とした重点的な取り組みを道徳の時間に位置づけ、道徳教育の充実を図ろうとしていること。

5点目、体力テストの実施。体力向上のための1校1取り組みなどを通して、子どもたちに健やかな健康と体力を増進しようとしていること。

6点目です。児童・生徒の成長を9年間の期間でとらえて、小・中が連携して各学校間で特色のある取り組みが計画されていることとございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

米田委員。

○【米田委員】 各小学校、中学校からそれぞれの学校の教育目標、そして具体的な指導の重点というような報告をいただきました。市教委訪問の折などにまたそういう成果ということを拝見させていただくのを楽しみにしております。

そして、いろいろ書いてくださった中で、1つ気になったのが土曜日授業の実施の回数なのです。それは各小・中学校に任されているのかなと思いますけれども、公開授業を前提として10回やるところと、あと3回やるところということでありまして、それはそれぞれの学校の方針と、計画によると思うのですが、10回と3回というのは相当差があるのですが、そういうことに関して学校指導課からは特段指導というか、アドバイスとかいうのはないのでしょうか。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 大変ご丁寧にお読みいただいているようで。学校指導課としましては、標準とする、基準とする授業日数の確保をお願いしてまいりまして、土曜の事業については8回程度を目安にという指針は学校のほうにお示ししています。ただ、学校によって、例えば6時間授業を多めにとっていたり、あるいは行事を精選して教科等の授業日数を重点的に確保する等の工夫がありますと、今、お話しさせていただいたようなものになる時数に合わせて、余剰時数というふうに余分な、予備の時間も含めて確保できるようになっていますので、ご指摘のような差ができていくかというふうに思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 この教育課程というのは3月11日とか、そういうときにつくりますよね。去年は国立では校長先生はだれも動かなかったのですが、今回は何人か校長先生が動いていらっしゃるよね。そういうときに前の校長先生のリーダーシップのもとでつくられた教育課程届を新しい校長先生

が、もちろん全然違うことはないと思いますが、その特徴を尊重して進めていくという理解でよろしいのでしょうか。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 学校経営は、この教育課程と、その校長が示す学校経営計画という大きな2つの考え方をまとめた資料が、車の両輪のような形で進むというふうに考えていただいてよろしいかと思います。基本的な学校運営の時間ですとか、日程ですとか、そういったものはこちらのほうに主に示されておりまして、その校長がどのような学校づくりを目指すかというようなことは学校経営計画、経営方針のほうにうたわれてまいりますので、かわられた場合はこれをもとにしながら、その当該校長が自分の学校経営の方針をこの上に乗せながら、体现していくという形になっています。

○【佐藤委員長】 先ほど学校指導課長からご説明いただきましたが、体力、運動能力に対する取り組み、それから小・中連携、また読書活動についても、それらを通して子どもたちにどんな力をつけさせたいのか、そこまで踏み込んで具体的な手だてをを考えていただいていることが非常にうれしく思いました。また、特別支援学級につきましても、子どもたちをよく見た上で、基本的なところを押さえて、その上で具体的な手だて、生活上の課題が克服できるように、あるいは身近自立に必要な力、それから実態に即した教材・教具の開発に努める等の記述もありましたので、非常に期待をしております。

それから安全管理、安全指導につきましては、全校が教育課程で触れておりますけれども、震災もありましたので、ぜひ先生方も安全対応能力の向上を図る研修、それから子どもにも危険を予測して回避する能力というものをぜひ育てる取り組みを具体的にお願ひしたいと思います。

今回、資料としてそれぞれの学校の今年度第1号となる『学校だより』をいただきました。どの『学校だより』も希望にあふれ、決意あふれる『学校だより』でした。この教育課程はさまざまな法律や規則、それから新しい学習指導要領に基づいて各校が編成したこの1年間の教育計画に当たります。この教育課程に沿って市内11校全校がしっかりと教育活動を進めていけるように、教育委員会は全力で支援をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次に移ります。



○議題(11) その他報告事項 7) 平成22年度学校評価報告書について

○【佐藤委員長】 その他報告事項7、平成22年度学校評価報告書について。

渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 お手元にございます大きいA3判のものでございます。学校評価報告書についてご報告いたします。

国立市立学校の管理運営に関する規則第10条の4により、国立市小・中学校長より平成22年度の各学校の評価の結果について報告がありましたので、ここにお示しするものです。

各学校とも学校関係者評価委員会の方々のご意見等を踏まえて作成し、これをもとに平成23年度の教育課程を編制しております。実施3年目を迎えた取り組みでございますが、様式、内容等について特に可能なものは数値化して目標設定をし、振り返るということで、大変手間をかけておりますが、課題が明確になり、また成果も明確になる中で、さらに学校教育を充実する姿勢が見てうかがえます。今後さらに評価のあり方等についても工夫をするよう働きかけていくところであります。

以上です。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などはございますか。

中村委員。

○【中村委員】 この学校評価報告書も、先ほどいただいた教育課程と同様に、学校訪問の前にもう1回丁寧に見たいと思っていますけれども、全体を見た感想として、取り組み目標というものと評価指標というものが、各校のとらえ方がやはりまちまちになっているかなと思います。それぞれまとめ方にも独自の工夫がありますので、学校全体で同じ表にする必要はないと思います。また、これは学校同士を比べるものではなくて、この学校においての目標とその達成を評価委員会の方たちに見ていただいていると思います。それにしても、例えば一小には取り組み目標というのがあるって、その達成度は「目標に達している」、「ほぼ達している」、「80%」、「8割」というふうに評価がなされています。二小の場合だと、評価指標というのが数値目標で、学年教科別生活力一覧の達成率を90%以上にするというのが評価指標になっています。その評価はAが90%以上、Cが60%以下ということだと、達成率が目標の90%だったら、では80%以上がAなのですかとか、90%以上という目標で達成がその60%なら54%以下だとか、そういう計算になるのかというところが、少しわかりにくいように私は思っています。一生懸命数値化しているかもしれませんが、本当にこの数値が実際に具体的な数値になっているのか。例えば「あいさつができる」ということでは、きょうきちんと「おはよう」と言えた子が何人いるかということや、教員が数えなければならぬとか。昨年、保護者の方から聞いたのですけれども、きょうはだれだれさんが「おはよう」と言えましたということがすごいこととして連絡帳に書かれていて、それはうれしいことかもしれないけれど、先生があまりにも感動的に書いてきたので、親としては少しびっくりしたそうです。何でこんなにこの先生はうちの子があいさつできたことを喜んでいてのかなと思ったら、その子が最後だった、その子があいさつできたから100%になったということだったそうです。喜ばれたというのは、もしかしたらこの子があいさつしたことよりも、100%になったことがうれしかったのではないかと、その保護者の方は少し疑問に思ったと言っていました。

ですから、目標の達成をみるための数値目標ということと、その子それぞれの発達の課題に即して丁寧に評価するということはやはり別ではないかと思えます。共通するところもあるけれども別なので、数値目標で、やった、80%あいさつできたというだけではない評価も大事ではないでしょうか。これは一応これ一生懸命書いてくださったと思いますけれども、数値目標を出してもそればかりにこだわらない評価ということも考えていただきたいと思えます。

もう1つは、詳しいのはいいのですけれども、やはり五小みたいに字が小さいと読むのが大変かなと思います。八小も随分細かくて、一中は字が大きいけれども3枚もあるので、全体的には二中ぐらいでちょうどいいかなと思います。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 この学校評価報告書も3年目ということで、各学校の教育目標を含めて取り組みの目標、さらには評価に関しても中間と最終評価というのをかなりきめ細かくやっていたりとか、あと学校関係者評価の評価する状況みたいなものも非常に詳しく書き、さらには次年度に向けての改善策というのはかなり具体化している、この形はかなり3年目ということで整ってきたというふうに思えます。

各学校、それぞれの教育目標に従って、その取り組み目標の具体的な指標を決めているわけですが、ことし拝見していて非常にこれはというところを幾つかお話ししたいのですが、例えば国立四小の場

合に子どもたちがどのくらいできるようになったかということもそうですけれども、先生がどのくらい魅力ある授業をできるようになったかとか、さらには先生が子どもの注意をする場合に、どういうことに配慮してきちっとマイナス面を子どもに伝えたかというような、教員自身の評価をこの中に入れていたというのはなかなかおもしろい評価だなというふうに思いました。

あと中学校の場合のこれから見えてくることというのは、非常に意味深刻だと思うのですが、一中の場合のいじめ問題というのが、中間評価もあまりよくないし、最終評価もCということですね。そして、なおかつ道徳の時間とか、そういうことでお互いに立場を認めるというようなことに関して、あまりいい評価が出てこない。小学校からずっと道徳教育をやり、そして友達との関係を明るい関係にしたいというふうに求めているのに、実際はやはり年齢的なそういう時期かということもあるのですが、いじめ問題というのが中学生の場合にはかなり大きな課題としてあるなというふうに思いました。

あと、学校評価委員の意見ということでも、かなり簡単な意見と、かなり具体的なことを提言しているというのでいろいろありますが、それはいろいろ学校による違いということもありまして、あまり統一してこの形式で、このくらいの内容で、密度で書くということはこれからもやる必要がないかなというふうに思いました。

以上です。感想です。

○【佐藤委員長】 各校の学校関係者評価委員の方々には学校行事、また学校公開の折に学校に足を運んでいただいて、熱心なご意見を寄せていただき、本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

この学校評価報告書は、各学校の教育の質の保証、向上、それから学校運営の改善という大きなねらいがあります。また説明、公表することによって、保護者、地域の方から、みずからの教育活動、その他の学校運営に対する理解と協力を得て、信頼される学校づくりを進めるという明確なねらいもあります。学校によっては学校行事の折にご案内を近隣のお宅にポストインして、1人でも多くの方に学校の教育活動を見ていただきたいと努力をしているというお話も聞いております。非常にありがたいと思います。

学校評価報告書につきましても、1人でも多くの保護者、それから地域の方にさらに関心を持っていただくように、もう一重の取り組みをお願いしたいと思います。内容につきましては、ほかの方からもお話がありましたけれども、非常に具体的だと思います。評価指標、それから評価に限らず分析や最終評価のコメントがあったり、全校、評価委員会からの声というのも載っていました。また次年度への改善策に加えて、今後の方針として学校評価に基づく経営方針にまで触れていただいた学校もありました。着実に改善の方向に生かされているのではないかと思います。報告としてうれしく拝見いたしましたので、さらにこれからの充実に向けて期待をしたいと思います。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 このA、B、C、Dの評価はどこかに問題がありますね。ばらつきがありますし。特に六小はDがあります。できなかったというのでA、B、C、DのDです。これは厳しくつけているからこうなるということも言える。私はA、B、C、Dというのは、はっきりした基準がないから、基準がはっきりしない。例えば六小のDは、思いやりでしょう。代表委員会の思いやり週間の取り組みで、全校に人権について考えることができたが、乱暴な言葉、行動、人を傷つける行為がまだ多く見られる。分析がこれでは、どうするのだという感じを持ちます。これは評価した人がそうなのでし

ようし、ですからこういうのは読み解くのが難しいですね。

○【佐藤委員長】 渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 これは学校による自己評価、点検ですので、今、嵐山委員がご指摘された例で申し上げますと、A、B、C、Dの基準が上にありまして、教員が、大体これは主観になりますが、大体こういう程度ではないかというふうにつけた合計が、全体的にDが多かった、振り返ってCが多かった、Aが多かったというふうな教員自身の指導の裏返しの自己評価の点検結果というふうに受けとめていただいてよろしいかなというふうに思います。あくまでも1つの指標ということでありませう。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 ですから自分の問題でも自己評価を、自分についてよくやったと思う人はみんなAになるし、自分に対して厳しくて、すごくやっているのにあえて自分は全部D、何もかもだめだ、そういうふうになってしまうから、数値に客観性がないのですね。そういう印象です。

○【渡辺学校指導課長】 わかりました。

○【佐藤委員長】 確かに評価指標は難しく、これでいいと万人が納得するという形はなかなかないのかなと思います。ただし学校評価報告書自体が、先ほど課長もおっしゃったように、自己評価の結果について評価することが基本であるということと、それから今回評価報告書ということで報告いただきましたけれども、評価で完結するというのではなくて、その結果に基づいて改善を図ることで教育水準向上に努めるという、そこが大事だと思いますので、その辺の意図を酌みながら、また時間をかけて見直したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(12) その他報告事項 8) 第18期国立市社会教育委員の会からの答申について

○【佐藤委員長】 では、その他報告事項8、第18期国立市社会教育委員の会からの答申について、小林生涯学習課長、お願いします。

○【小林生涯学習課長】 それでは第18期国立市社会教育委員の会からの答申についてご説明させていただきます。

昭和56年中央教育審議会答申「生涯学習について」では、「学習は、各人が自発的な意思に基づいて行うことを基本とするものであり、(中略)、この意味ではこれを生涯学習とよぶのがふさわしい」とされ、以後、生涯学習の振興、推進を図る目的で教育に関する審議機関から多くの答申が出され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」の整備がなされてきました。

また平成18年には教育基本法の改正後、「従来の生涯にわたる個人の学習権の保障」に加え、社会教育・生涯学習に新たな役割が求められています。

これらの動向を踏まえ、国立市の生涯学習計画を策定するに当たっての課題の抽出を求められたもので、平成21年7月8日付、国教生発第69号をもって諮問されたものです。

まず、我が国における戦後の教育関係法整備とその目的、それからユネスコによる生涯学習推進とその目的を確認しながら、国立市における一般教育、生涯学習の歩みに視点を移して、学校教育の現場と地域社会の連携として子どもを取り巻く地域社会の取り組みを検討しました。我々には次世代にも続く豊かな社会を構築していくためにも、あらゆる人があらゆる機会において、みずから学び、そ

の学習を介して民主的な関係を築き、社会に積極的に参加していくことができる環境整備をしていくことが求められている。

このような多くの課題を初め、さまざまな問題を抱える国立市ではあるのですが、学びたい気持ちのある人に対し、広く門戸を明け、学びたいと行動を起こす人がちゅうちょしなくて済む生涯学習社会に向けた取り組みを推進していくことが大事である。我々の生活する地域社会は、人と人とのつながりから成り立っており、今後は人と人、情報と情報を結ぶ有機的なシステムの構築も念頭に、市民を初めとする国立市に集う人々と行政がともに課題解決に向け協働できる豊かな生涯学習社会の育成に向けた生涯学習計画の策定に期待するものであります。

以上です。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

中村委員。

○【中村委員】 基本的なことですが、この生涯学習計画策定というのは、いつ、どのように行われるものなのでしょうか。

○【佐藤委員長】 小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 現時点で社会教育計画、それから生涯学習計画という話はあるのですが、今のところ何年に策定を予定しているという明確な時期の設定はありません。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 策定に向けて課題を抽出したということですね。

○【小林生涯学習課長】 はい。

○【中村委員】 そして、第18期国立市社会教育委員の会がこれをしてくださって、この答申をしたら、次は行政側の課題として生涯計画策定をするのか、あるいは社会教育委員の会として、次期の社会教育委員の会がこれを受けつつ、生涯学習計画策定というものにかかわっていくのか、それはどうなのですか。

○【佐藤委員長】 小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 社会教育委員の会の諮問答申につきまして、今回18期の答申なのですが、この答申については、もう社会教育委員の会には戻らないです。また19期、後で承認・委嘱ということになるのですが、その方々に審議いただく諮問としてはまた別の題を設定する予定です。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 今期の社会教育委員の会で随分と丁寧に議論してくださったと思います。それで今、概要でご説明があったように、社会教育の現状と歩みというところから、国立市の独自の発展、特色もきちんと書いてあると同時に、ユネスコの学習権宣言を重視しているということにも、社会教育委員の会の方たちの非常に深い見識と熱心な議論を感じました。

もうこれは答申としてあるわけですが、読んでいて少し残念だったのは、PTAのとらえ方が学校行事への協力や学校と各家庭とのパイプ役が主な活動内容であるとされていて、これはPTAのとらえ方としては少し不十分な感じがいたします。PTAというのは社会教育機関です。そして、戦後の民主的な教育改革において、PTAは民主主義の学校だと言われたのですね。つまり、それまでお上が決めたことをきちんとやって、町内会でも五人組でもいろいろやってきた人たちが、自分たちの子どもの教育にかかわって学んでいく、そして国立市では教育費のことを初めとして本当にお母さんた

ちが中心に学んできたという歴史があります。公民館の開設とともに、PTAが民主主義の学校であったという、その歴史をきちんと踏まえてほしかった、これはもう答申ですから仕方ないですけども、そういう感想を持ちました。これはもしかしたらPTA活動から少し遠ざかった人たちが書いたのかもしれませんが、学校行事の協力と学校と家庭とのパイプ役という規定は、社会教育委員の会としてはPTAが社会教育機関であるということ踏まえると少し不十分なところであると思いません。

先ほど学校の自己評価というものが出されて、地域の方々を中心とした学校評価委員会の見解も出されました。しかし、この答申の7ページで言われている子どもの問題というのは、学校評価であらわれていた子どもの実態とは少し距離があって、率直にいうとここまで言うのかなというぐらいのもので、「時間が守れない、あいさつもできない、ものを大切にしない、説明をきちんと聞かずに勝手な行動をとる、大人でも子ども同士でもコミュニケーションをとることがだめ」とか、「思わぬけがが多くて、家庭での教育力低下が懸念される」というのが、社会教育委員の会としての子ども把握なのですか。答申はやはり出しっぱなしではなく、少しどこかと議論する場があってもよかったのではないかとこのところを読んで思いました。

それから9ページの最後のところで、きょうもいろいろ報告がありましたが、国立市の博物館としての郷土文化館について、最後から6行目、5行目ぐらいですけども、「学習にかかわる資料、情報を扱うそれぞれの機関が管理運営組織の違いを超えて連携・協力の方法を模索する必要がある」ということが言われています。国立市は小さい市ですので、お互いに顔が見える関係で協力することができると思います。現在、「MLA連携」といって、ミュージアムとライブラリーとアーカイブがいかに連携していくかが全国的にも課題となっていますので、この国立市で、資源も限られているけれども、市民の協力、あるいはこれまで培ってきた教養のレベルとといいますか、それをぜひ活用して「国立市らしいMLA連携」というものをつくってほしいと思っています。

それから、10ページに職員の非正規化とか民間委託の拡大、有料化、事業仕分け等書いてありますが、やはり社会教育機関として民主的に「だれでも、いつでも、どこでも」学べることの重要性を考えれば、有料化は極力避けていただきたいと思います。

以上のような感想を持ちました。私は幾つか問題点も感じましたけれども、非常にきちんと書いてくださっている答申ですので、「受け取りました、次は別の課題」ということではなくて、具体的に生涯学習計画策定に向けての動きを生涯学習課としても公民館、図書館、それから郷土文化館、関係各機関で具体的に進めていってほしいと思っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 米田委員。

○【米田委員】 この答申は、いわゆる社会教育から生涯学習へという流れの中で、国立市の現状とあと課題ということをもとめていただいたと思います。国立市の場合には公民館もこれから新しくできるという可能性はないですし、そういうハードな面ではなかなか新しい取り組みというのは難しいということで、かなりソフトの面、人の動きということに関して、かなり細かく報告をしてくださったというふうに思います。

そしてもう1つ、生涯学習といわゆる小・中との地域連携という、この視点は非常に、単に学ぶ権利があるとかいうことではなく、地域の中でそういう連携をとりながら力を高めていくという、そういう方向で生涯教育も考えているという点が非常に1つの新しい示唆をする点だと思います。

その際にもやはり、いわゆる窓口という、人のコーディネーターというか、そういったところが前提となるわけですから、そういったことにおいてもやはり人が大事であると、人がそういう橋渡しする、そういうところに核になる人を置くということが非常に重要であるという資格はそのとおりだというふうに思います。

さらに国立市にはさまざまな大学があるわけですが、そういう大学との連携もある意味国立市らしい生涯教育が可能性としてあるという、そういう視点はあると思いますが、それについてもやはりそういう担当部署に適格な人がいることによって、そういう力を引き出せるということがあると思います。

そして国立市の持っている公民館、さらには図書館、郷土館の運営ということであると、そこに対してもやはり人が必要であると、公民館の場合には社会教育主事という専門性のある方が担当していただくことによって、より内容のある生涯教育が行われるということですか、図書館の場合にもやはりそういう意味では、人々の資料を検索するとか、そういったことであるとスキルアップというようなことのソフト面での向上が見られるという、具体的に提案してくださっていると思います。郷土館の場合には、いわゆる常勤学芸員というのがやはり確保されないと、なかなか魅力ある展示、さらには企画展というのが難しいということで、そういう意味ではぜひ常勤学芸員をふやしていただきたいというふうに私も思いますし、そういう意味では郷土館の活発化ということであると、そういう人との関係、常勤学芸員の存在というのは無視できないだろうということがあります。

そして、この最後の提言として、これから社会教育、生涯教育を担う対象として、この提案では団塊の世代に対する過度の期待というか、私はこれはなかなか難しいだろうというふうに思います。これから団塊の世代が多く、そして自身とかかわる時間をふやしていく中で、地域において人間関係をつくり、社会学習の重要な核になるということ、可能性として見ていますが、いわゆる団塊の世代にそれを期待できるかどうかというのは、ちょっと私の場合は疑問だなというふうに思います。個人の趣味とか、そういう楽しいことをやろうみたいな生き方が団塊の世代のある意味特徴ではないかなということで、この世代が地域と結びつくというのは、相当いろいろな仕掛けをしないと難しいかなというふうに思いますし、でも、それもある意味重要なことであるというふうにも思います。

そういうふうにご提案していることは、生涯教育の活発化においてはいろいろな分野でさまざまな力が発揮できる人の育成、さらにはそういう関係を持てる、そういう人を組織の核に置いていく必要性ということで、生涯教育を盛んにしていくためには、そういう意味では人をどう配置するか、そしてその人たちが豊かな生涯教育をどう設定していくか、そして国立の中に住んでいる市民の人たちが、生涯教育を自分のものとして、そして地域に還元するという意味も含めて、これを受けとめるためにはどうしたらいいかという、そういうことで提案ではありますけれども、ある意味非常に大きな課題を最後に提出してある、そういう報告書だなというふうに思いました。

○【佐藤委員長】 社会教育委員の会の委員の皆様におかれましては、関連の法令法規、それから制度について研修をしていただき、また幅広い視点でそれぞれの実情を理解する努力をしていただいた上で、質疑、意見交換を進めていただいて、答申をまとめていただきました。1年9カ月という長きにわたりまして熱心にご議論いただきましたこと、大変にありがとうございました。

答申の中では具体的な課題、それから提案をいただきました。生涯学習の計画策定については、時期等未定だということですが、施策の展開に当たっては教育行政に加えて、市長部局も一体となった取り組みが必要であるということをご指摘いただいています。生涯学習を進めるに当たって必

要な情報を必要に応じて随時、市長部局にもしっかりと伝えて、理解を深めていただく努力をしていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは次に移ります。



○議題(13) その他報告事項 9) 市教委名義使用について

○【佐藤委員長】 その他報告事項9、市教委名義使用について。

小林生涯学習課長、お願いします。

○【小林生涯学習課長】 では、お手元にあります平成22年度3月分後援等名義使用承認一覧をごらんください。

まず1番目は、一橋大学主催の春季公開講座でございます。こちらのほうの目的としましては、本大学、一橋大学の教育を広く社会に開放して、地域社会の文化の向上に資するためということで、こちらのほうは1日間なのですけれども、内容としては持続可能な社会という視点から、新自由主義、成長戦略にかわる日本の進路、長期戦略を皆さんとともに考えてみようというのが今回のシンポジウムで、日本の農業の4論点について問題提起を行うということです。

こちらのほうは講習費はすべて無料で、募集定員は200名となっています。

続きまして2番目、主催者は東京女子体育大学。こちらは平成23年度東京女子体育大学公開講座、こちらは毎年行われているもので、ことしの4月1日から来年3月31日までということで、スポーツを中心に19種類の一般講座を広く皆さんの要望を受け入れまして、総勢で720人の受け入れ態勢ができています。

それから3番目、こちらの主催は白梅学園大学の方です。こちらは小学校教育フォーラムとしまして、1日なのですけれども、小学校教諭の初任者向け教育実践を支える講座を開催するとあります。定員のほうは150名ということで、資料代ということで2,000円の徴収をしているということです。

以上、3件について、教育委員会のほうで審議をして、妥当と判断をいたしましたので、こちらの名義使用については承認をいたしました。

以上です。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

なければ次に移ります。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(14) その他報告事項 10) 要望書について

○【佐藤委員長】 その他報告事項10、要望書について。

武川教育庶務課長、お願いします。

○【武川教育庶務課長】 ご要望につきましては3件でございます。

〇〇〇〇〇の〇〇様より、学校と警察の連携協定締結に反対するご要望を、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇様より、特別支援教育スマイリーサポートについてのご要望を、国立市東の佐々木様より、すべての教員が関われ、その意向が反映される採択制度の実施を求めるご要望をいただいております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

米田委員。

○【米田委員】 まず最初のこの要望書ですが、この学校と警察の連携協定締結に反対する要望書ということですが、これは前回、前々回を通じて、個人情報保護法の観点から、これはなかなか難しいということで、当面はそれはないということになっていますので、これはそういうことでご承知いただければというふうに思います。

次はナンバー25の特別支援、スマイリーサポートについての要望書、これはどちらかというところかなり深刻な要望書になっております。この実際に要望を出された方のお子さんは、この3月に中学校を卒業したということですがけれども、スマイリースタッフの取り出し授業の中で、自分の力を高めていくという、そういう計画どおりにはなかなかうまくいかなかったと、そして1年生、2年生のときには学校とうまく相談して連絡も取り合い、そして子どももそういう取り出し授業、週2～3時間の取り出し授業と放課後1時間のソーシャルスキルトレーニングを受けるということで効果があったけれども、3年次はなかなかそれが少し問題があったということで、この要望書を出されたということがわかりました。いわゆるスマイリースタッフの養成とか、指導とかということに関しては、ある程度学校指導課のほうでそういったことをやっていたと思っていますが、実際に対応したこのスマイリースタッフがなかなか、子どもが期待するような、もちろん保護者が期待するような、そういう指導ではなかったということがここで非常に、スマイリースタッフへの不信というだけではなしに、それを指導している学校への不信、さらには教育委員会への不信ということで出されたというふうに思います。

スマイリースタッフの制度、各学校1人プラス3人というのは、国立市では大変制度としてはすばらしい制度だと思います。うまく機能しているかどうかということが問題なのだろうと思うのですが、そういうスマイリースタッフの機能に関して、それぞれ保護者から要望があった場合には、やはりまず第一に学校側が真摯に対応していただくということが必要だろうというふうに思いますし、学校側の対応だけで済まない場合は、やはり教育委員会として学校を指導することも必要だろうというふうに思います。

この最後の要望として、スマイリースタッフが本来の趣旨で正しく機能するようにしてくださいというのが、この要望書を出した方の提案ですがけれども、これは実際にお子さんをスマイリースタッフに預けて、必ずしもうまくいかなかった点があり、さらには学校もそれに関して適切な対応をしなかったということに関しての真摯なある意味要望だと思いますので、この提案に関しては、重く受けとめる必要があるというふうに思います。

○【佐藤委員長】 要望書を扱っておりますので、ご質問があればお受けして、それぞれご意見があれば伺うという形にしたいと思います。3通あって、3通目は先ほど行政報告第4号のところで扱いましたので、まず1通目の学校と警察の連携協定締結に反対する要望書に関して何かご意見、ご質問があれば。

中村委員。

○【中村委員】 この要望書のタイトルは学校と警察の連携、相互連絡の制度について反対するということです。これについては先ほど米田委員もおっしゃったように、審議会の答申を尊重するという1つの結論が出ていますので、そのことについてはご要望の趣旨に多分沿った方向で検討がされることと思っています。このタイトルの中で幾つかのほかの要望もありますけれども、これについては先

ほどの陳情の趣旨とも共通することで、それについての意見は既に申し上げました。

スマイリーサポートについての要望書は、実際に1、2年生のときは非常によかったのだけれども、3年生になったらとても問題があったということです。ですから、先ほども資料をいただいて、「一人一人のお子さんの健やかな成長を願って」ということでこの制度がつくられたわけですが、制度をつくるだけでなく、実際の運用についてきちんと責任を持つことが重要だということです。

私が少し残念に思うのは、お子さんが卒業されてからの要望書だということです。同じような思いをこれから期待をして入ってくるお子さんや親御さんがしないようにということで、要望書にまとめてくださったと思うのですね。

私が驚くのはやはり居眠りということです。どういうお子さんかはわかりませんが、教室では取り出しで英語の指導を受けるはずだったのに、1学期の初めは一応授業のようなことはされたけれどもあとは自習になった、これをしなさいという課題を一応与えられての自習だったということです。そして9月になってから、このスマイリースタッフが居眠りをしていたのですね。よほど疲れていたなど事情があるかもしれませんが、ほかにお子さんがいないとすれば、そのスマイリースタッフとこのお子さんとで対一でいるところで居眠りをしたということであれば、中学生だからそういうことはないと思いますけれども、もしこれが小学生だったら「先生が寝てしまったからどこかへ行ってしまおう」ということもあり得るわけですよ。ということは最低限その子どもの安全を確保するという課題さえもやっていなかったということです。そのことについて親が学校に申し出て、そして実際にどういう授業をしているのか、学校のほうできちんとスマイリースタッフの授業の様子を見てくださいと要望されたわけですね。それについて学校では、子どもさんの言うことでは1回も、だれかほかの人が入室したことはなかったとなっています。起こったことの問題も大きいけれども、その後の対応についても非常に問題があったと思います。

ここで少しお聞きしたいのは、先ほど理科の支援員については理科の教員免許を持っている若い人が来てくれればいいなということでしたが、スマイリースタッフというのはどういう人が応募してくれて、実際にどういう方たちがスマイリースタッフをやっているのかということですね。私としての期待は、やはり特別支援教育についての深い理解というか、そこにおける専門性がとても大事だと思います。中学校で指導するのであれば、中学校の教育は専科の教員による指導が原則ですから、英語の取り出し授業をするのでしたら英語がきちんとできることが必要ですし、数学の取り出しならば数学がきちんとできることが必要です。1つの学校に数学専門のスマイリースタッフ、英語専門のスマイリースタッフというようにやるのが無理であれば、例えば一中、二中、三中の3校で数学をきちんとやる人を一人配置するという形はできないでしょうか。中学校はただ子どもの相手をしていればいいというわけではないですから、そのところも考える必要があると思います。

もう1つは、記録についてです。これは要望事項の3ですね。どのように指導が行われているか確認できるよう、メモではなく指導報告書で記録を残してくださいとなっています。いろいろなしょうがいをお持ちのお子さんたちに対する指導をする中で、どのように指導をしてどのようになったのかということは、将来の研究のためにもスマイリースタッフの教育内容の向上のためにもとても必要だと私は思います。ですから、それは自分の経験の記録として、また新しくスマイリースタッフになる人が検討する素材としても、きちんとした記録を担当者が書き、それを先ほどおっしゃったコーディネーターが検討したり、それから研修会でも十分に活用されることが必要です。しかもこの分野に関しては、十分にまだ研究がされていなくて、これから探りながらやっていくという段階です。だから

こそ、どうして二中の場合には1、2年生のときにこの方が満足されたのか、そのスマイリースタッフはどういう人でどういう指導をされたのか、そしてこの3年目の人はどうだったのかということをやはりきちんと記録して検証しないといけないと思います。

さっき1つ残念だと申し上げたのは、もしこの3年生の途中、9月の段階で要望書などで具体的に言っていたら、もっと早くここでも議論して対処できたかもしれないということです。自分の子どものことで学校にちょっと言うと何かこう関係が悪くなるのではないかという気もあって、なかなかできなかったのではないかと、これも推測なのですから。

本当に苦労してお子さんを育ててきて、最後のところで、これは多分居眠りに関係すると思いますけれども、仕事で自分を教えている先生が寝ていたのですよね。そうしたら何か先生は楽でいいとか、大人は楽だからいいとか、自分も楽な仕事がしたいとお子さんが言うようになってしまった。先生が自分ときちんと向き合ってくれなかったことについて、これでいいのかと、むしろ中学校3年生として大人ってこんなものなのかなと思ってしまった、そのことを親として今でも困っているとおっしゃっているわけです。そのことについてはやはり、そんなものではないのだ、大人はきちんとやっているのだということのをこれからの体験から学んでほしいと願っています。教科書で教えている内容と同時に、学校で教員がどのように子どもに向かっているかということが、子どもにとっては大人のあり方についての身近なモデルです。買い物に行ったり、いろいろなところで大人に接するけれども、自分の親以外に一番長い時間を過ごす相手は教員です。その教員がどのように真摯に自分に対してきちんと働いているか、そのことが本当に大事だということをお伝えしてほしいということです。

最後に具体的に質問でいうと、このスマイリースタッフの人は、ことしもスマイリースタッフとして働いているのかということと、この人のいわゆる専門性といいますか、どういう経緯とどういう資格でお仕事をされていたのかということを確認させてください。

○【佐藤委員長】 では、渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 この件に関しては、私も大変申しわけないことになってしまったなというふうに思って、いろいろなことを報告事項として読んだところであります。

この方は保健体育の専門の体育大学を出た者として、現状としては特別な支援を必要とする子どもの力になりたいという方を応募しまして、募った方の中からやる気のある方、もちろんそれで資格をお持ちの方であればなおさら結構ですが、そういう方をあくまでも教員のサポートとして各学校に支援員として配置をしているという実態です。ですので、先ほども申し上げましたが、採用する段階の問題と、そしてその後育成していく、私たち教育委員会の事務局の問題と、それから現場でそれを指導育成する権限を持っているのは校長ですので、校長の責任と、その校長に対してしっかり管理をする学校指導課の責任と、このあたりをきちっと整理し直して、この取り組みの趣旨が本当に子どもたちのためになるようにしなければならぬということで、今、整備をしているところです。

その後、指導すべきことはかなり指導しまして、今年度も採用しています。4月になってから指導主事が現場も見に行っておりますし、昨年保護者から訴えがあったにもかかわらず、早急な対応ができなかった管理職に対しても、前学校指導課長からの指導、今年度に入っては私のほうからも校長に対して指導を入れているところであります。本当に子どもの一人一人の幸せにつながる事業にしていこうというふうに今、努めているところであります。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【中村委員】 はい。

○【佐藤委員長】 では、私も感想を申し上げます。初めの要望書に関しましては、万引き、それから万引きを初めとした犯罪にかかわる問題が実際に起こっている以上、何らかの手だてをとることは必要であると思います。また子どもたちの健全育成のために、適切に情報を得ることも必要であるとも思っております。情報がないと正しい状況がわからないので、関係機関と連携を図ること、それから学校での生活指導ができない、前に進まないというところまでは各委員もご理解いただいていると思います。

その上で、警察から学校に情報が来るのはいいけれども、学校から警察に情報が行くということが問題あるのではないかという意見も、それから要望の中でもありました。ただ、大切なのは連携をとるということだと思いますので、一方通行ではなく、やはり双方向のやりとりが必要なのではと思います。

そうした中で、協定を結ぶ形ではなくて、警察から情報や連絡が来るような方法はないのかという意見もありました。実際に何らかの方法で進める必要があると今も思っておりますが、具体的にほかの方法というのはどんなものがあるのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

それからあわせて、次の要望書についてですが、学校指導課長から特別支援教育指導員、いわゆるスマイリースタッフのニーズ、研修、それから教員のサポートが本来の仕事であるというお話がありました。

それに加えて、小・中のスマイリースタッフは仕事の内容が基本的には同じであっても、やはり子どもの発達段階も違い、それから中学校は教科担任制ということもありますので、いろいろな活用上の課題があると思うのですね。その課題と、また担任や専科の教員との連携の上での課題、少しそのあたりの基本的なスタンスだけお伺いできればと思います。渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 2点ですね。警察との連携協定締結についてですけれども、実は私が指導主事をしてきた市では、平成16年度にこの制度が来たときに、すぐに提携を結びました。その結果、荒れていた中学校が見る見るうちによくなるという実態も目の当たりにしてまいりました。やはり学校から警察に情報を求めるだけでは一方通行でありまして、関係機関と連携するという場合、やはり学校からもある一定の判断をした上で、その生徒の更正に役に立つ情報を警察に提供することによって、学校間の抗争が鎮静化するですとか、集団の万引きが未然に防がれるとか、こういった成果も目の当たりにしてまいりました。また3月31日まで校長をしていた地域も既に提携をしておいて、ここでも今度は学校長という立場でしたが、大変警察との関係が密になっておりまして、本当に日常的に連絡がとりやすい関係になっていました。ですので、大変このことはごく自然に今まで私は関係機関との連携の1つとしてとらえてきたところであります。

その市は、実は警察を退職された方を嘱託として市教委の事務局に配置をして、常に小・中学校を回って、児童・生徒の9年間の成長の様子を生活指導上の課題という視点から見守るということにも発展していけるような制度ですので、教育的にはいろいろな効果があるものだというふうに考えているところです。

ただ、こちらでは否決ということがありますので、連絡会というような形で、少しでも子どもたちの非行やいろいろなトラブルの未然防止、それから学校間や関係機関との連携を深めるためのそういった連絡会を独自につくるというようなことは考えられるかなというふうに思うところです。

もう1点のスマイリースタッフのほうですが、まさに特別な支援を必要としている児童・生徒の状

況は本当に個々に異なりますので、もしかすると教員の専門性よりはるかに難しいものを求められている立場なのかもしれません。ただ、この方々が校内にいるかいないかで学校運営は全く変わってきてまして、実は既に私も4校回った学校で、たまたまパニック状態に陥った子どもをスタッフの方が抱きかかえて、別室に連れて行ってクールダウンをさせる場面がありました。このスタッフがいなければ、これを担任がしなければならないということで、そうするとほかの子どもたちへの指導がどうなるかというような大きな問題もあります。そういう意味では、発達段階等、特別な支援のニーズの状況に応じてスタッフの方々が対応できるように、先ほども申し上げましたが、5回の研修会等を通して、資質を向上させていかなければならないかなということ。

それから校内委員会にやはり組織づいていきますので、その校内委員会のコーディネーターや教員、そして最終責任は校長にありますので、校長の指導のもとにやはりしっかりとした対応ができる人材育成の体制の中で高めていけるように、事務局としても努めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 2つ目のスマイリースタッフのこれは深刻ですよ。この要望書は深刻で同情いたしますし、それからこのスマイリースタッフの先生がここに書いてあるとおりにたんとでもないことです。これはお母さんが心配して書いているわけですね。大変だと思いますけれどもあえて言うと、「中学校を卒業する年になって、大人は楽だからいい、先生は楽でいいな、自分も楽な仕事がしたいなどととんでもないことを口にするようになりました」。スマイリースタッフというのは非常に大事な仕事です。ですから指弾されている先生の言い分というか、実際その辺の事実関係を知りたい。そうでないと、スマイリースタッフになろうという志のある人が減ってしまうということにもなる。ですから、このまま受け取れば先生が居眠りをしていたから、割と大人は楽だからいいとか、僕はどうってことなかったけれども楽な仕事がしたいなんて、みんな中学生は言います。居眠りしていたことは確かによくない、けれども、すぐそれがストレートに結びつくというふうになってしまうと、今度スマイリースタッフになろうとする教員がいなくなるという問題も片方で抱えていると思います。

ですから、この事実関係がどうであったのか、あるいはこのスマイリースタッフの先生が本当に寝ていたのかということを知りたい。

以上です。

○【佐藤委員長】 中村委員。

○【中村委員】 今、嵐山委員がおっしゃったような事実関係ですね。学校指導課としてもお話をされたとあるので、そこを少し聞かせていただいてもいいですか。

○【佐藤委員長】 事実関係につきましては、個別の事例でもありますので、また改めて場を移してということで、いかがでしょうか。

○【中村委員】 そうですね。

○【渡辺学校指導課長】 はい。そのほうがよろしいかと思います。

○【佐藤委員長】 警察との連携協定につきましては、子どもたちの安心・安全を守る、それから健全育成のためにいろいろな枠組みや取り組みが必要だと思います。どんな形になるかということも含めて、必要な情報を随時いただきながら、今後もまた話し合っていけたらと思います。

またスマイリースタッフにつきましては、特別支援教育、それからスマイリーサポートに対する、

保護者の期待は大きいと思います。当然だと思います。ただ、その期待になかなか追いつかない実情もご理解いただくことも必要かと思います。ただし期待に近づける努力は大切だと思いますし、今後とも誠実な対応を進めて努めていくのが教育委員会の使命であり、学校現場の責任であると思いますので、こうした本当に貴重な声をぜひ生かして今後改善に取り組んでいただきたいと思います。

それではよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 では、秘密会以外の審議案件はすべて終了しました。

ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 次回第5回の定例教育委員会になりますが、5月24日の火曜日午後2時から、会場は教育委員室だと思いますが、いかがでしょうか。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の教育委員会は5月24日火曜日午後2時から、会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、長時間大変お疲れさまでした。外は暗いと思いますので、お気をつけてお帰りください。

午後7時30分閉会